

～ 自然・文化が育む、活力あふれるまちをめざして ～

南木曽町過疎地域持続的発展計画 (令和3年度～令和7年度)

令和3年9月策定
令和4年1月変更
令和5年1月変更

長野県木曽郡南木曽町

目 次

第1 基本的な事項 -----	1
(1) 南木曽町の概況 -----	1
ア.概況 -----	1
イ.過疎の状況 -----	1
ウ.社会経済的発展の方向の概要-----	2
(2) 人口及び産業の推移と動向 -----	3
1.人口の推移と動向 -----	3
2.産業の推移と動向 -----	3
(3) 南木曽町の行財政の状況 -----	5
1.行政の現況と動向 -----	5
2.財政の現況と動向 -----	6
3.施設整備水準等の現況と動向 -----	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針 -----	9
1.町勢発展の方向 -----	9
ア 基本理念 -----	9
イ 地方創生総合戦略との関係 -----	10
2.移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 -----	12
ア 移住・定住の促進 -----	12
イ 地域間交流の促進 -----	12
ウ 人材育成 -----	12
3.産業の振興の方針 -----	12
ア 農業 -----	12
イ 林業 -----	12
ウ 工業 -----	12
エ 伝統産業 -----	13
オ 企業誘致 -----	13
カ 起業対策 -----	13
キ 商業 -----	13
ク 観光又はレクリエーション -----	13
ケ 人材の確保 -----	14
コ 他市町村との連携 -----	14
4.地域における情報化の方針 -----	14
ア 電気通信施設の整備 -----	14
イ 情報化の推進 -----	14
5.交通施設の整備、交通手段の確保の方針 -----	14
ア 道路網の整備 -----	14
イ 公共交通機関 -----	14
6.生活環境の整備の方針 -----	15
ア 水道 -----	15
イ 下水処理 -----	15

ウ 廃棄物処理	-----	15
エ 消防	-----	15
オ 防災	-----	15
カ 交通安全	-----	15
キ 防犯	-----	16
ク 住環境の整備	-----	16
ケ 霊園	-----	16
コ 公園	-----	16
サ リニア中央新幹線への対応	-----	16
7.子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針	-----	16
ア 児童福祉	-----	16
イ ひとり親(母子・父子)福祉	-----	16
ウ 高齢者の健康・福祉	-----	16
エ 障がい者福祉	-----	17
オ 地域福祉	-----	17
カ 男女共同参画社会の形成	-----	17
8.医療の確保の方針	-----	17
9.教育の振興の方針	-----	17
ア 学校教育	-----	17
イ 生涯学習	-----	17
10.集落整備の方針	-----	18
11.地域文化の振興等の方針	-----	18
12.再生可能エネルギーの利用の推進の方針	-----	18
13.その他地域の持続的発展に関し必要な方針	-----	18
ア 新たな住民自治の推進	-----	18
イ コミュニティの活性化	-----	18
ウ その他	-----	18
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	-----	19
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	-----	19
(7) 計画期間	-----	20
(8) 公共施設総合管理計画との整合	-----	20
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	-----	21
(1) 現況と問題点	-----	21
1.移住・定住の促進	-----	21
2.地域間交流の促進	-----	21
3.人材の育成	-----	21
(2) その対策	-----	21
1.移住・定住の促進	-----	21
2.地域間交流の促進	-----	22

3.人材の育成 -----	22
(3) 事業計画 -----	22
 第3 産業の振興 -----	23
(1) 現況と問題点 -----	23
1.基盤整備 -----	23
ア 農業 -----	23
イ 林業 -----	23
2.経営の近代化 -----	24
ア 農業 -----	24
イ 林業 -----	24
3.地場産業の振興 -----	25
ア 工業 -----	25
イ 伝統産業 -----	26
4.企業誘致 -----	26
5.起業対策 -----	26
6.商業 -----	26
7.観光又はレクリエーション -----	27
8.人材の確保 -----	27
9.リニア中央新幹線対策 -----	27
 (2) その対策 -----	27
1.基盤整備 -----	27
ア 農業 -----	27
イ 林業 -----	28
2.経営の近代化 -----	28
ア 農業 -----	28
イ 林業 -----	29
3.地場産業の振興 -----	30
ア 工業 -----	30
イ 伝統産業 -----	30
4.企業誘致 -----	30
5.起業対策 -----	30
6.商業 -----	30
7.観光又はレクリエーション -----	30
8.人材の確保 -----	31
9.リニア中央新幹線対策 -----	31
 (3) 事業計画 -----	31
 (4) 産業振興促進事項 -----	33
 第4 地域における情報化 -----	34
(1) 現況と問題点 -----	34

1.電気通信施設の整備	-----	34
2.情報化の推進	-----	34
(2) その対策	-----	34
1.電気通信施設の整備	-----	34
2.情報化の推進	-----	35
(3) 事業計画	-----	35
第5 交通施設の整備・交通手段の確保	-----	36
(1) 現況と問題点	-----	36
1.町道	-----	36
2.農道	-----	36
3.林道	-----	36
4.国・県道	-----	37
5.その他道路	-----	37
6.公共交通機関	-----	37
(2) その対策	-----	38
1.町道	-----	38
2.農道	-----	39
3.林道	-----	39
4.国・県道	-----	39
5.その他道路	-----	39
6.公共交通機関	-----	40
(3) 事業計画	-----	40
第6 生活環境の整備	-----	42
(1) 現況と問題点	-----	42
1.水道	-----	42
ア 簡易水道	-----	42
イ 小規模水道	-----	42
2.下水処理	-----	43
3.廃棄物処理	-----	43
4.消防	-----	43
5.防災	-----	44
6.交通安全	-----	44
7.防犯	-----	44
8.住環境の整備	-----	44
9.霊園	-----	45
10.公園	-----	45
11.リニア中央新幹線への対応	-----	45
(2) その対策	-----	45
1.水道	-----	45

ア 簡易水道 -----	45
イ 小規模水道 -----	46
2.下水処理 -----	46
3.廃棄物処理 -----	46
4.消防 -----	46
5.防災 -----	47
6.交通安全 -----	47
7.防犯 -----	47
8.住環境の整備 -----	47
9.霊園 -----	47
10.公園 -----	48
11.リニア中央新幹線への対応 -----	48
 (3) 事業計画 -----	48
 第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 -----	50
(1) 現況と問題点 -----	50
1.児童福祉 -----	50
2.ひとり親(母子・父子)福祉 -----	50
3.高齢者の健康・福祉 -----	50
4.障がい者福祉 -----	51
5.地域福祉 -----	51
6.男女共同参画社会の形成 -----	52
 (2) その対策 -----	52
1.児童福祉 -----	52
2.ひとり親(母子・父子)福祉 -----	52
3.高齢者の健康・福祉 -----	52
4.障がい者福祉 -----	53
5.地域福祉 -----	53
6.男女共同参画社会の形成 -----	54
 (3) 事業計画 -----	54
 第8 医療の確保 -----	55
(1) 現況と問題点 -----	55
 (2) その対策 -----	55
 (3) 事業計画 -----	55
 第9 教育の振興 -----	56
(1) 現況と問題点 -----	56
1.学校教育 -----	56
ア 学校教育 -----	56

イ 教育環境等 -----	56
ウ その他 -----	56
2.生涯学習 -----	57
ア 生涯学習 -----	57
イ 生きがいと健康のスポーツ振興-----	57
 (2) その対策 -----	57
1.学校教育 -----	57
ア 学校教育 -----	57
イ 教育環境等 -----	58
ウ その他 -----	58
2.生涯学習 -----	58
ア 生涯学習 -----	58
イ 生きがいと健康のスポーツ振興-----	59
 (3) 事業計画 -----	59
 第10 集落の整備 -----	60
(1) 現況と問題点 -----	60
 (2) その対策 -----	60
 (3) 事業計画 -----	60
 第11 地域文化の振興等 -----	61
(1)現況と問題点 -----	61
1.地域文化の振興 -----	61
2.妻籠宿の保存 -----	61
 (2) その対策 -----	61
1.地域文化の振興 -----	61
2.妻籠宿の保存 -----	62
 (3) 事業計画 -----	62
 第12 再生可能エネルギーの利用の推進 -----	63
(1)現況と問題点 -----	63
 (2) その対策 -----	63
 (3) 事業計画 -----	63
 第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 -----	64
(1) 現況と問題点 -----	64
1.新たな住民自治の推進 -----	64
2.自然環境の保全及び再生 -----	64
3.コミュニティの活性化 -----	64

4.公共施設の維持	-----	65
5.国土調査の推進	-----	65
6.結婚サポート	-----	65
7.地域おこし協力隊	-----	65
(2) その対策	-----	65
1.新たな住民自治の推進	-----	65
2.自然環境の保全及び再生	-----	66
3.コミュニティの活性化	-----	66
4.公共施設の維持	-----	66
5.国土調査の推進	-----	66
6.結婚サポート	-----	66
7.地域おこし協力隊	-----	67
(3) 事業計画	-----	67
過疎地域持続的発展特別事業 事業計画	-----	68

第1 基本的な事項

(1) 南木曽町の概況

ア. 概況

当町は、長野県の南西部・木曽谷の南端に位置し、東は伊那谷の飯田市・阿智村、西は岐阜県中津川市、北は大桑村にいずれも山岳を境に接しています。

当町の総面積は 215.93 km^2 で東西 20 km 、南北 15 km 、周囲 70 km の山岳地帯となっており、木曽川に浸食された渓谷と木曽川にそそぐ蘭川・与川・柿其川・坪川・長谷川等の支流の両側の段丘に沿って、与川・北部・三留野・妻籠・蘭・広瀬・田立の7集落と農用地が細長く形成され、居住地の標高は約 300 m から約 950 m におよんでいます。また、当町の面積の約90%が森林で占められており、そのうち約70%が国有林です。

当町の中心部を南北に木曽川に沿ってJR中央西線と国道19号が走り、東西には、国道256号が伊那谷に通じています。最寄りの都市である中津川市までは約 22 km 、木曽町までは約 35 km 、飯田市までは約 35 km の距離にあります。

地質は大部分が巨晶花崗岩からなり、風化が進み、もろくて崩れやすくなっています。また雨量が多く、年間降水量は $2,500\text{ mm}$ から $3,000\text{ mm}$ に達します。このような地形・地質・気象等の条件がからみあって過去に幾多の災害が発生しています。こうした中にあって、わが国有数の歴史的・文化遺産である国選定の重要伝統的建造物群保存地区の妻籠宿や国の近代化遺産に指定された桃介橋をはじめとする豊かな文化遺産の活用に加え、温泉の活用などにより観光産業が当町の主要産業に位置付けられるようになってきました。

当町は、過疎地とはいえる中央自動車道が近くを走り三大都市圏から適当な距離にあり、交通面でも比較的恵まれた条件の中で今後の発展が期待されます。

イ. 過疎の状況

令和2年国勢調査による当町の人口は、 $3,915$ 人であり、昭和35年の $10,771$ 人と比較し 63.7% もの大幅な減少となり、減少傾向に歯止めがかからない状況が続いている。若年者比率においては、 8.5% と人口に占める割合は減少傾向にある一方、高齢者比率は 43.0% と増加傾向にあり、人口構成はピラミッド型から釣り鐘型へと移行し高齢化・少子化が顕著となっています。これは、核家族化・独居老人世帯の増加が一つの要因と思われますが、若年層比率の減少と高齢者比率の増大という典型的な過疎地の特徴が表れています。

その対策として、昭和52年から過疎地域の指定を受け、過疎対策事業を推進し、遅れていた基礎的な生活基盤の整備に力を注いできました。また、宅地造成・住宅整備などの定住対策、企業誘致・地場産業の育成等の産業振興、教育施設・福祉施設の整備、地域情報化の推進を実施し、一定の成果を収めました。

しかしながら、若年層の流出、高齢化の進行、出生率の低下という状況に変わりはなく、また、長引く不況もあいまって人口増加への転換は期待できず、今後も減少傾向は続くものと見込まれます。

ウ. 社会経済的発展の方向の概要

当町は、県の南西部に位置し中京圏に約100kmと近く、名古屋市まで公共交通機関で約1時間30分の距離にあります。また、古くから優良な木曽ひのきの産地である当町では、中京圏との経済的なつながりが深く、今日では社会的なつながりは極めて深いものとなっています。今後は地域固有の資源を活かした個性あるまちづくりと行政と地域が一体となり地域間における交流と連携を図っていく必要があります。

主な産業の状況をみると、商業関係では大部分が家族従業型の零細な個人経営が占める商業構造にあり、魅力ある商店街としての形態に乏しく、経営者の高齢化や後継者不足が進んでいます。また、近郊都市での大型店の進出、情報化の進展などにより購買力の多くが町外へ流出しています。

観光関係では、妻籠宿を中心とした観光客の誘致を図ってきましたが、観光ニーズの多様化が進む中で、観光拠点の整備を進め、自然と文化財の共生を図った観光や温泉を活用した観光サービスを展開していますが観光客の減少は止められない状況です。

工業関係では、木曽ひのき等の優良な木材資源を背景に、製材・木工業が基幹産業となっていますが、資本の零細化、従業員の不足と高齢化、森林資源の枯渇などによって、その出荷額は減少してきています。一方、自動車・電気機器部品など木材・木工以外の出荷額の占める割合が増加傾向にあり多様化しつつあります。伝統工芸は観光との連携を図り、積極的に販路拡大をしていますが、輸入品などの類似品の進出により販売額が減少しています。

農業については、そのほとんどが水稻を中心とする兼業農家であり、零細な経営規模、農業従事者の高齢化、米の生産調整、農畜産物の輸入拡大、有害鳥獣被害などによる生産意欲の衰退、生産体制の弱体化が進んでいます。

林業は、当町の総面積の約90%が山林原野ですが、その70%が国有林で占められ、林家のほとんどが5ha未満の零細な保有規模となっています。また、林業の担い手の不足と組織編制の遅れから搬出間伐や枝打ちなどの森林施業が遅れ、森林の公益的機能が損なわれています。

このような状況から、豊かな自然と歴史的・文化的資源、歴史ある伝統工芸を育んできた地場産業などを有効に活用し特色ある農林水産業とも結び付いた観光開発によって町の活性化と産業振興を図っていく必要があります。

また、産業全般において、従事者の高齢化や後継者不足が一層深刻な状況にあることから、生産体制の整備と販路の拡大、高付加価値製品の生産や特産物の開発などに取り組むほか、福祉産業・情報産業等新しい分野での起業を進める必要があります。また、若者が魅力と誇りを持って定住しうる生活環境の整備や教育施策の充実、高齢者が健康で活発に活動できる施設整備や福祉施策の充実に努め、山村と都市・人と人との交流を促進して、若者の定住を推進していきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

1. 人口の推移と動向

国勢調査による人口は、昭和35年の10,771人から減り続け、令和2年比較では、**63.7%**の減少となっています。また0歳から14歳の年少人口が**88.2%**減少し、15歳から64歳の生産年齢人口も**72.7%**の減少となった一方、65歳以上の老人人口が**260.1%**の増加となり、少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いている。

今後も人口の減少傾向は続くものと想定され、国立社会保障・人口問題研究所の試算結果によると、令和27年（2045年）には2,056人まで減少するものと見込まれます。生産年齢を中心とした人口流入対策、定住の促進及び雇用の創出等の積極的な人口対策を行いつつ、人口減少社会の中でも公共交通や医療など生活に不可欠なサービスを確保することや、充実した子育て環境や教育環境の整備等、いかに町民が幸せな暮らしを送れるかということに重点を置いた施策を推進する必要があります。

2. 産業の推移と動向

産業大分類にみる就業者数は、昭和35年5,279人、令和2年2,038人と全体で**61.4%**減少しています。この現象は、人口の減少（同期間の人口減少率**63.7%**）に比例していますが、産業別に増減率をみると第1次産業**92.0%**の減、第2次産業**65.0%**の減、第3次産業**4.1%**の減と産業別にそれぞれ特徴を示しています。第1次産業では、農林業が経営規模の零細性から、専業による生計の維持は極めて困難であるため、著しく減少しています。第2次産業では、建設業が近年は横ばいの状態が続いていましたが、公共工事が減少したことから減少傾向にあります。製造業は、昭和51年以降の当町の企業誘致などにより増加があったものの、零細企業などで高齢化が進み、また、後継者がいないことなどにより減少が進んでいます。近年特に町の主産業でもある木材関係において、輸入材や集成材等の安価な木材の活用が多くなり減少が著しくなっています。第3次産業では、卸売業・小売業、サービス業が減少に転じ、その他は増減があるもののほぼ横ばいで推移しています。

このように就業者数は、一部で増加傾向をみせているものの、全体では、企業の衰退、経営・資本の零細性等により一定以上の増加は期待できず、また、今後も高齢者の増加、少子化等の影響によりさらに就業者が減少することが予想されます。しかしながら、U・I・Jターン者の就業の場の確保のため、第1次産業・第2次産業と第3次産業の複合化、製造業等の協業化、商業の活性化等観光事業と有機的に結び付けた産業構造の高度化等をめざす必要があります。

また近年、IT革命といわれるよう情報化の発展は目覚ましく、新しい分野・産業への開拓が数多く進められているほか、福祉分野も高齢者社会に向けた新しい産業として注目されています。そんな中で、行政の果たす役割を認識し、人に優しいサービス・情報提供等総合的に進めていくために、情報産業や福祉産業等との連携を図りながら産業振興を進めていく必要があります。

表1－1 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	10,771	6,142	△12.4	5,238	△14.7	4,313	△17.7	3,915	△9.2
0歳～14歳	3,452	1,011	△33.3	604	△40.3	466	△22.8	414	△11.2
15歳～64歳	6,665	3,688	△19.8	2,803	△24.0	2,089	△25.5	1,806	△13.5
うち 15歳～ 29歳(a)	2,419	787	△31.6	655	△16.8	407	△37.9	333	△18.2
65歳以上 (b)	654	1,443	60.7	1,831	26.9	1,753	△4.0	1,683	△4.0
(a)/総数 若年者比率	22.5%	12.8%	—	12.5%	—	9.4%	—	8.5%	—
(b)/総数 高齢者比率	6.1%	23.5%	—	35.0%	—	40.8%	—	43.0%	—

表1－2 人口の見通し（南木曽町人口ビジョン）

区分	令和7年		令和12年		令和17年		令和22年		令和27年	
	実数 (人)	増減率 (%)								
総 数	3,446	△11.0	3,055	△11.3	2,703	△11.5	2,366	△12.5	2,056	△13.1
0歳～14歳	323	△21.0	273	△15.4	231	△15.4	196	△15.2	168	△14.3
15歳～64歳	1,549	△12.3	1,335	△13.8	1,153	△13.6	999	△13.4	842	△15.7
うち 15歳～ 29歳(a)	344	△15.5	305	△11.3	270	△11.5	236	△12.6	205	△13.1
65歳以上 (b)	1,574	△7.1	1,448	△8.0	1,319	△8.9	1,171	△11.2	1,045	△10.8
(a)/総数 若年者比率	10.0%	—	10.0%	—	10.0%	—	10.0%	—	10.0%	—
(b)/総数 高齢者比率	45.7%	—	47.4%	—	48.8%	—	49.5%	—	50.8%	—

<参考>令和3年4月1日現在 人口：3,995人 15歳～29歳：398人 若年者比率：10%

表1－3 産業別人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	5,279	3,262	△6.0	2,703	△7.7	2,266	△16.2	2,038	△10.1
第1次産業 就業人口比率	40.6%	15.8%	—	11.5%	—	9.3%	—	8.5%	—
第2次産業 就業人口比率	36.3%	43.3%	—	37.3%	—	35.1%	—	33.4%	—
第3次産業 就業人口比率	23.1%	40.9%	—	51.2%	—	55.6%	—	58.1%	—

（3）南木曽町の行財政の状況

1. 行政の現況と動向

行政基盤である行政区は、60区（最小3戸、最大105戸）あり、一般的な行政単位となっていますが、高齢化と人口減少に伴い共同作業等、これまでのように区の事業を継続することが困難になりつつある区も見受けられます。区長会等を通じて現状の把握に努め、今後のあり方を検討するとともに、各種行政事業の浸透を図っています。

また、地勢的、伝統的に関係の深い7つのブロックには、それぞれ地域振興協議会が設置されており、「地域づくり計画」を策定し合意形成を図りながら、地域課題に取り組むとともに、地域要望や意見の集約、地域資源や特殊性の把握・活用等の役割を担っています。

地域の課題に対し、地域自らが取り組むことにより、地域振興を推進しています。これら7地区の地域振興協議会の代表者等で構成する「会長会議」及び「拡大会議」を設置し、地域の将来像を展望した地域づくり計画書に基づく自助・共助による地域づくりを支援しています。

こうした地域活動を支援するとともに、人口減少社会にあって過疎地域の持続的発展を目指し、移住定住対策や子育て支援等、多様化する行政ニーズに的確に対応していくため、必要に応じて行政機構や事務分掌の見直しを行い、組織内の連携強化と活性化に努めています。

また、効率的に質の高い行政サービスを提供するため、木曽広域連合や一部事務組合による共同事業の実施、広域的事業の検討委員会の共同設置による行財政の一層の効率化を図っています。

① 木曽広域連合 介護保険事務

保健衛生事務（葬祭・清掃・し尿処理）

消防事務（救急・消防）

地域情報化事務

土木事務

地域振興

- ② 松塙筑木曾老人福祉施設組合
- ③ 長野県後期高齢者医療広域連合
- ④ 長野県市町村自治振興組合
- ⑤ 長野県市町村総合事務組合
- ⑥ 中信地域町村交通災害共済事務組合
- ⑦ 長野県町村公平委員会（共同設置）
- ⑧ 長野県地方税滞納整理機構

2. 財政の現況と動向

当町の財政状況は、少子高齢化による後継者不足、厳しい社会情勢の影響を受け、さらに新型コロナウイルス感染症によるインバウンド観光客の皆減により、基幹産業である観光事業とその関連事業が減益し一層厳しさを増す状況ではありますが、国の補正予算等により総合計画に位置付けられた実施計画事業を概ね計画どおり実施してきています。

また、プライマリーバランスによる起債発行額の抑制、起債の繰上償還、固定資産税の超過税率の採用、上下水道利用料の改定、ふるさと納税の推進等により実質公債費比率は、令和元年度に6.0%まで改善されました。しかし今後は、近年の大型事業の実施に伴い実質公債費比率は、増加に転じる予測であることから、事業の重点化を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症による日本経済の落ち込み、米中関係など混迷を深める世界経済等、予断を許さない状況下にあるため、引き続き第10次南木曽町総合計画に基づき、行財政改革を推進するとともに、過疎地域の持続的発展を目指し、地域資源を活用した地域活性化・人口減少対策に取り組んでいく必要があります。

こうした財政需要に対応するため、ふるさと振興基金や子育て基金、減債基金や公共施設総合管理基金への積み立て等を行い、健全な財政運営に努めていく必要があります。

3. 施設整備水準等の現況と動向

南木曽町の公共施設の水準は、移住定住を進めるUI住宅や、子育てを支える保育園の耐震化改修事業・放課後子ども教室など、年々少しずつではありますが向上しています。

しかし、老朽化した施設の更新や地域活性化・移住定住を進めるため、今後、計画的な施設の更新を推進する必要があります。

町道・農道・林道については、当町は山間谷間に多くの集落が散在しているため、路線数・延長が膨大であること、また、舗装・維持等の事業については補助制度が少なく、もっぱら過疎対策事業債に依存して実施しているため、整備の状況は依然低い水準にあります。日常生活の利便性、産業振興、災害時のアクセス道路の確保のため道路改良が重要であることから今後も各種制度の導入を図り整備を推進する必要があります。

上下水道事業については、令和3年度から経営状況や財政状況を明確に把握するため企業会計方式に移行し、経営の透明性と健全化に向けた取り組みを推進しています。

水道施設は、簡易水道施設でリニア中央新幹線建設事業による水源への万が一の影響を考慮した予備的措置（代替水源・浄水場・管路等）の実施をJR東海と協議計画しています。また、地形的条件等から地元管理の小規模水道施設が18施設あり、いずれも

水量不足や水質汚濁、滅菌施設の経年劣化等に加え、日常の管理等に多くの問題があり、施設の管理・統合等の見直しが急がれています。

下水道施設は、妻籠地区の特定環境保全公共下水道、蘭・広瀬地区の農業集落排水事業、木曽川右岸・大妻籠・三留野・渡島地区の浄化槽市町村整備推進事業があります。そのほか、簡易水道未整備地区へは合併浄化槽設置補助による整備を進めています。

町営住宅については、公営住宅・町単独U I 住宅・教員住宅等184戸を管理運営しています。引き続き長寿命化計画に基づく維持管理を行うとともに、子育て世帯の移住定住を図る住宅整備や宅地造成事業を推進しています。

社会福祉施設については、特別養護老人ホーム「木曽あすなろ荘」(一部事務組合設置)、南木曽町総合福祉センター(デイサービスセンター併設)、宅老所「喜楽庵」があります。障がい者施設としては就労継続支援B型「ひだまり工房」、地域活動支援センター「のどか」が整備されています。また、N P Oが運営する宅幼老所「ごうどの家」、民間事業所が運営する認知症対応グループホーム「神戸の杜」も整備されています。南木曽町総合福祉センターについては、老朽化が進んでおり長寿命化計画に沿った整備が求められています。

児童福祉施設については、町内に3つの保育所が設置されていますが、平成24年に一園統合を行わない方針を固め、読書保育園・田立保育園・蘭保育園の耐震改修工事が完了しています。今後、令和4年度にこども園に移行するための施設整備が必要となっています。

学校教育施設については、平成19年度に読書・蘭・田立小学校を1校に統合し、南木曽小学校として開校、小中併せて2校となりました。今後、長寿命化計画に基づく施設管理が必要となっています。

社会教育施設については、脇本陣奥谷・妻籠宿本陣・歴史資料館からなる南木曽町博物館、総合的なコミュニティ施設として南木曾会館・公民館分館・蘭社会教育施設・田立社会教育施設等があります。現在、妻籠町並み交流センターの建設事業を進めていますが、既存の社会教育施設には老朽化している施設もあり、総合的に整備を検討していく必要があります。また、社会体育施設では、総合グラウンド・社会体育館等の維持管理を行っています。

区の集会施設については、町所有の施設と区所有の施設がありますが、地域の拠点施設であり、地域の要望に応じて、今後も計画的に維持していく必要があります。

観光施設については、南木曽岳・柿其渓谷・田立の滝等の遊歩道・トイレ等の施設、妻籠宿を中心とした文化財・史跡中山道・駐車場等の施設、温泉を活用した施設等の整備が進められてきました。観光事業が町の基幹産業であることから、引き続き施設の整備を推進するとともに、それぞれを有機的に結び付け、一層の観光振興を図る必要があります。

表1-2(1) 財政の状況（地方財政状況調） (千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	3,945,671	4,048,326	3,877,793
一般財源	2,696,622	2,688,722	2,498,895
国庫支出金	426,992	262,908	235,494
都道府県支出金	198,414	358,159	196,519
地方債	244,100	285,600	501,200
うち過疎対策事業債	170,200	122,100	221,300
その他	379,543	452,937	445,685
歳出総額 B	3,803,658	3,880,542	3,750,923
義務的経費	1,467,729	1,397,027	1,367,149
投資的経費	783,648	868,208	862,149
うち普通建設事業費	772,808	587,285	854,436
その他	382,186	718,801	322,269
過疎対策事業費	397,287	309,221	344,920
歳入歳出差引額 C (= A - B)	142,013	167,784	126,870
翌年度へ繰越すべき財源 D	71,068	44,641	50,200
実質収支 (C - D)	70,945	123,143	76,670
財政力指数	0.245	0.23	0.25
公債費負担比率	19.9	15.8	15.3
実質公債費比率	14.7	7.1	6.0
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.2	82.8	85.1
将来負担比率	102.3	16.1	14.9
地方債現在高	3,883,436	3,690,858	3,857,531

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	43.2	50.7	54.7	57.4	60.05
舗装率 (%)	64.6	68.3	70.2	71.4	72.19
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	46,453
耕地1ha当たり延長 (m)	59.0	68.9	126.9	129.3	171.4
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	32,461
林野1ha当たり延長 (m)	7.6	8.5	10.8	5.1	1.7
水道普及率 (%)	92.2	95.8	98.8	98.5	98.42
水洗化率 (%)	—	2.7	27.3	70.9	81.12
人口千人当たり病院、 診療所の病棟数(床)	—	—	—	—	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

1. 町勢発展の方向

ア 基本理念

南木曽町は、恵まれた自然や景観、祖先から引き継いだ歴史や文化を大切にしながら、豊かさを実感できる笑顔こぼれるまちづくりを推進してきました。

第10次総合計画では、「南木曽を元気に」を実現するため、総合計画の基本目標を下記のとおり定め、美しい自然や豊かな歴史、伝統文化など素晴らしい地域資源をさらに守り、生かしつつ、我々のふるさと南木曽が元気で誇りに思えるようなまちづくりを、住民・地域・事業者が、自助・共助・公助で推進するものとします。

南木曽を元気に

～ 住んで良かった、暮らしてよかった、住むなら南木曽町 ～

この将来像の実現のため、4つの政策を基本目標として、総合的・体系的にまちづくりを進めています。

基本目標 1 定住化から元気を ～～

定住化と活気を取り戻すための工夫が求められています。とりわけ効果的と思われる事業を積極的に推進するなど、メリハリをつけ定住化や町の活気につながることを意識したうえでの事業展開により「みんなが住みよい環境づくり」を目指します。

基本目標 2 元気に育て なぎそっ子

地域を継承していくためには、若者→出会い→出産→子育て→教育・・・の人の営みを大切にし、どこかで定住を決意できる環境や条件の整備が必要です。途切れないと継続的な支援と、若い人の声を取り入れながら、次世代を担う子どもとその家族、若者たちを支援する「子ども・保護者・若者を応援する環境づくり」を目指します。

基本目標 3 健康で元気なハッピーライフ

幸福で、豊かな人生を送るためにには、健康で生きがいを持った日々の暮らしの大切になります。身近な場所に、安心して頼りがいのある医療・福祉を確保しながら、日頃から生き生きとした生活を送れるように文化・スポーツを生かしたまちづくりで「人生を豊かにする健康・スポーツ・文化のまちづくり」を目指します。

基本目標 4 みんなが元気で主役のまちづくり

町づくりを進める上で、住民と行政が同じ方向を向いて、計画から実行までを互いが力を合わせながら進めることが大切です。住民との情報交換を密にしながら日々の課題をいち早く見出し解決できるような組織の見直しや、自治体の政策形成能力を高めつつ行財政改革を推進するなど、工夫を取り入れたまちづくりを推進する「協働でつくる健全財政のまちづくり」を目指します。

イ 地方創生総合戦略との関係

町では「南木曽町地方創生総合戦略」を策定し、「人口減少の歯止め」と「人口減少社会の中での幸福な暮らしの維持」という2つの視点について、集中的に展開していくため、4つの戦略を掲げています。4つの戦略を実行することで、人口減少社会に対応し、ひいては南木曽町の未来に渡る持続発展を目指します。

戦略1：暮らしを守る基盤づくり

- ・日常の買い物や交通手段など生活に不可欠なサービスを維持します。
- ・地域医療と健康づくりを推進し町民の健康長寿を目指します。
- ・健康で安全な食を支える、地元の農産物・農業を守ります。
- ・基盤づくりとともに、子育て世代の移住促進による人口構造の適正化が必要です。
- ・緩衝帯整備による里山再生を推進します。
- ・町で育った子どもたちが、戻ってこられるような環境づくりを進めます。

戦略2：子育て世代が戻ってこられる雇用の創出

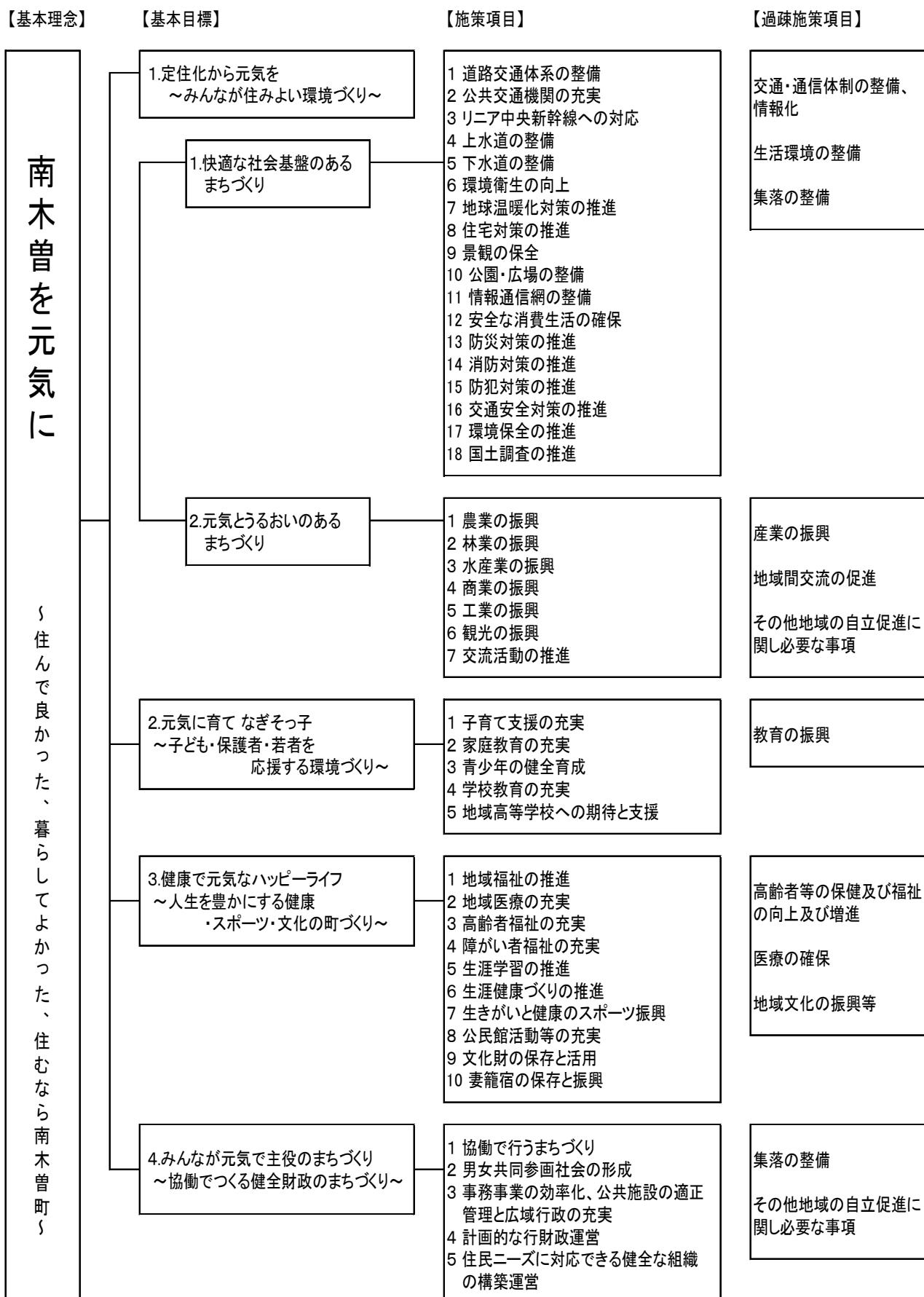
- ・観光の新しいコンテンツづくりによる滞在型観光を推進し、観光産業の底上げを図ります。
- ・未活用の資源である民有林・町有林の活用を図るため新たなシステムの構築を進めます。
- ・地域の活力を生み出す若者の活動を支援し、人材を育成します。

戦略3：子育て世代のU・I・Jターンの拡大

- ・関係人口の拡大と広域連携を推進します。3大都市圏での移住相談会等により町内産業の人材獲得を支援します。
- ・未来に残したい質の良い建物の把握（空家）と活用を進めます。
- ・ベッドタウンとして選ばれるまちづくりを推進します。

戦略4：子育て世代が安心して結婚、出産、子育てができる環境づくり

- ・子育て世代の結婚や出産の希望をかなえる環境づくりを推進します。
- ・充実した子育て環境や教育環境の整備を推進します。
- ・蘇南高校の発展を推進するとともに、学校法人山本学園との連携を進めます。



2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

ア 移住・定住の促進

全国的に少子高齢化に加え若年層の都市部への流出が顕著である反面、移住を目的とした一定数の転入もみられます。また、コロナ禍を契機として地方暮らしへの関心が高まりつつある。仕事と暮らしを併せて人を呼び込む仕組みづくり、相談会や情報発信、移住者の受け皿となる空き家や住宅の活用への取り組みを進めます。

イ 地域間交流の促進

全国的に人口が減少する傾向にある中、定住人口の増加が見込みにくい状況にあります。テレワーク等を活用しながら県外に居住する「二地域居住」等の試み等により、地域間交流を進めることにより、交流人口を増加させ、地域の活性化を図ります。

また、かけがえのない森林を社会全体で守り育てるため、水源確保の観点から下流域の住民との交流を継続するとともに、交流による地域の自立促進を図ります。

ウ 人材の育成

人口減少に伴い地域社会を支える人材不足の懸念が高まっているため、関係人口等の拡大に向けた取り組みや、地域外からの人材確保、地域おこし協力隊の地域への定着化に力を入れて進めます。

3. 産業の振興の方針

ア 農 業

農地の維持を持続していくためには、農家の高齢化や後継者の不在による担い手不足を解消していく必要があります。このような課題に対して人・農地プランの実質化を推進し、地域の話合いに町や農業委員等も参加して、農地の持続的な維持管理を図ります。一方、農業振興地域整備計画の見直しにより、今後も守るべき優良農地と荒廃化や耕作が困難な農地、他用途への変更が望ましい農地などを明確にし、優良な農地の維持を図ることで、持続可能な集落の営農活動を進めます。そのために、国県の補助制度の活用や町単独事業等により営農環境の整備、農業生産基盤の整備を行う他、農地が点在している、管理する傾斜が大きいなど、地理的に整備や維持管理が困難な農地に対する新たな補助制度を国等へ提案していきます。個人・地域から農業生産意欲が盛り上がるよう努め、特色ある地域づくりを図ります。

イ 林 業

林業の振興を図るには、地域として国有林と民有林が一体的に取り組む必要があります。森林整備計画に基づき、流通管理システムを基調とした森林施業の推進、森林の多面的・公益的機能の維持増進、林道・作業道等の林業生産基盤の整備を図ります。

また、林業の中核的担い手として森林組合の育成強化、地域資源を活用した林業の活性化、森林施業の合理化・共同化の促進、林業従事者の確保と養成、林業の機械化の促進等を図ります。

ウ 工 業

長引く景気低迷の影響により工業全体の需要が伸びず、厳しい経営状態が続いている。特に町の基幹産業として発展してきた木材産業は、国内における木材需要の落ち込みに加えて、資本

の零細性や従業員の高齢化といった課題もあり、厳しい状況に置かれています。

木材の良さをPRするとともに、地域色豊かな地場産品の開発と需要の開拓に努め、付加価値の高い製品の生産を推進します。

エ 伝統産業

伝統工芸品である「ろくろ細工」、「ひのき笠」、「田立和紙」などの伝統産業については、貴重な伝統技術の継承を図り持続化させるため、その特性を活かした新製品の開発、販路開拓、後継者育成に努めるとともに観光面との連携を図ります。

オ 企業誘致

地理的条件や交通条件、地域労働力などを考慮しながら、テレワークという働き方も含めた方法での企業誘致を図ります。

カ 起業対策

県、商工会、金融機関、県中小企業支援センターなどと連携し、起業家を支援します。

福祉、教育、環境をはじめとする幅広い分野に目を向けていくと共に、NPOや個人起業家など地域に関わりのある産業育成が持続可能になるよう支援します。

キ 商 業

町内の商業は、大部分が家族従業型の零細な個人商店が占める経営構造にあり、経営者の高齢化や後継者不足が課題となっています。近郊都市部の大型店舗に購買力が流出する傾向の中、町内の商店は顧客のニーズに対応が追いつかず厳しい経営状況にあります。

行政と商工会、地域と連携して、サービスの充実や地元購買率を高める地域循環型の経済流通への住民意識の形成や仕組みづくりに努めます。

ク 観光又はレクリエーション

新型コロナウイルス感染症の影響以前の傾向として邦人来訪者は減少しているものの、中山道、妻籠宿を訪れる外国人旅行者は増加しています。日本人旅行者はニーズや価値観の多様化により従来の団体旅行よりも小グループによるものや個人を中心としたものなど、旅行形態が変化しています。また、見る観光から実際に参加・体験・交流できる観光へと旅行者の志向が変わる中、そのニーズに適応した質の高い観光地づくりを進める必要があります。

アフターコロナに対応するため外国人旅行者への対応は関係機関と協働して進めるとともに、来訪者増に向けた魅力あるコンテンツの開発に努めます。また、リニア中央新幹線開通を見据え広域エリアでの誘客を図るため、木曽地域はもとより中津川市や上伊那・下伊那地域などと連携した広域観光の推進に努めます。

レクリエーション施設については、中央アルプス国定公園に指定された田立の滝の遊歩道や、既存施設（南木曽岳登山道、柿其渓谷遊歩道、キャンプ場施設や河川公園、親水公園など）の有効活用、木曽広域連合と連携し木曽文化公園文化ホールなどの施設整備に努めます。

木曽郡では、木曽広域連合等が中心となって策定した「木曽地域広域観光振興計画」を基に木曽地域が一体となった取り組みを進めます。

ケ 人材の確保

町の中小事業所の事業継続と地場産業の活性化を図るため、地元のみならず都市部からの人材雇用を進めます。

コ 他市町村等との連携

産業振興の施策を進める上で、木曽地域をはじめとした他市町村や県、民間業者など町内外を問わず、広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、関係団体と連携して取り組むこととします。

4. 地域における情報化の方針

ア 電気通信施設の整備

地上デジタル放送を地域の住民がすべて見られるようと整備された木曽広域連合のケーブルテレビについては、現在までに個人世帯についてほぼ加入は完了していますが、企業・事業所においては未加入の事業所等が多い状況のため加入の促進に努めます。また、町内には、携帯電話の受信ができない地区があり、情報が伝わりにくい、利便性が悪いという状況となっているため、その解消に向け通信業者等に働きかけます。

イ 情報化の推進

情報が急速に高度化し、通信機能の多様化・多機能性により様々なネットワークが構築されている中で、地域住民生活に必要な情報通信施設と地域情報ネットワークのあり方について研究していきます。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

ア 道路網の整備

第10次南木曽町総合計画及び木曽地域交通ネットワーク構想に基づいて、国・県に対し、国道19号の防災事業（雨量規制解除）・交差点改良などの促進、国道256号の改良事業の促進、主要地方道・県道の整備促進を要請するとともに、国道19号の代替機能を持つ木曽川右岸道路の整備を促進します。

加えて、令和9年開業予定のリニア中央新幹線整備事業の中で国道256号の工事用道路としての利用や開業後についても町内の各種道路が長野県駅、岐阜県駅双方へのアクセス道路として利用されることによる交通量の増加が見込まれることからより一層の整備促進を国、県に働きかけます。

また、木曽駒山麓線（妻籠から与川）が次期木曽地域振興構想（現第4次木曽地域振興構想H30年～）に計画が位置付けされるよう取り組みます。

生活道路（町道）については、全町的な道路網整備計画に基づき機能的・快適な道路体系の整備を行い、地域住民の安全と安心を確保していきます。

農林道については、国県道・町道と連携した一体的な道路のネットワーク化を推進します。

イ 公共交通機関

平成19年、バス事業者の路線バス運行の撤退により、町が主体となって地域バスなど新交通システムを運行しました。地域の生活交通の確保を目的とした地域公共交通協議会を設置し、公共交通空白地帯を作らないための持続可能な交通システムの構築に努めます。また、既存の運行

形態が地域の実情に見合わなくなっていることから新たに地域公共交通計画を策定し、交通医療弱者など利用者の利便性向上と運行維持に努めるとともに、コロナ禍により大きく落ち込んだ観光客の回復を見込み、アフターコロナを見据え、関係機関と連携して運行方法の整備に努めます。

それに加え地域交通の大きな柱のひとつであるＪＲ中央西線の通勤・通学時間帯における電車の利便性を向上させ、バスとの有効的な連絡を確保できるよう関係機関に求めていきます。また、観光客など、訪問していただく方にも配慮した交通システムの構築、利用者増大の取り組みについても研究を深めていきます。

6. 生活環境の整備の方針

ア 水 道

近年の生活様式の変化に伴い、水需要の増加及び住環境整備等の施策を踏まえ、常に安全で安定した水の供給ができるよう、施設の整備拡充を計画的に進め、簡易水道の有収率の向上を図るとともに、小規模水道地区の整備や未給水地区の解消に努めます。

イ 下水処理

快適な生活の確保と自然環境の維持・保全を図るため、町民の理解を得る中で生活排水処理計画に基づき、計画的に整備を推進します。

集合処理区域では、下水道への早期接続を促進するとともに啓発活動を行います。

そのほかの区域については地理的な条件などを勘案し浄化槽により整備します。

ウ. 廃棄物処理

ごみ減量・再資源化促進のため、町民と一体となった分別収集の徹底や、ごみを出来る限り出さないための活動を進めます。また、不燃物・粗大ごみのストックヤードや処分場の確保など、効率的な廃棄物処理を進めるため木曽広域連合をはじめ関係機関と連携し、適正処理を推進します。

エ 消 防

火災・災害発生時に敏速かつ的確に対応できるよう、消防団員の確保や技術の向上、装備、機材の充実を計画的に進め、木曽広域消防本部との連携を密にして、地域消防力の向上を図ります。

オ 防 災

常にあらゆる災害から町民の生命・財産を守るため、積極的な啓発活動や自主防災組織の育成など、町民の防火・防災意識の向上を図り、災害の未然防止に努めます。

カ 交通安全

町民生活の安全を図るため、機会あるごとに町民各層の交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、交通安全施設の計画的な整備や交通規制を行うことで、安全な道路環境づくりをめざします。

キ 防 犯

町民の防犯意識の高揚と防犯指導体制の充実を図り、犯罪と暴力のない安全な町民生活の維持・確保に努めます。

ク 住環境の整備

住宅需要や定住化に対処するため、良質な住宅として地域優良賃貸住宅及び町営単独住宅の建設の促進や宅地造成の推進を図るとともに、平成21年度に策定された長寿命化計画に基づき、既存公営住宅の改善を進め、老朽化した町営単独住宅の除却や環境改善を図ります。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、住宅の耐震診断・改修の促進を図ります。

ケ 霊 園

共同霊園の設置を推進し、地区内の散在墓地の集合化を図ります。

コ 公 園

天白公園や河川公園といった豊かな自然環境と歴史文化遺産に恵まれた公園や広場があります。これらの公園は、住民の遊び場、学びの場、観光客との交流の場といったコミュニティ的な役割だけでなく、癒しや安らぎといった生活に潤いを与える場としての機能を併せ持っています。

今後も地域で子どもと保護者などが安心して遊んで過ごせる広場や遊具等の整備を進めていきます。また、住民が利用しやすい公園・広場の活用に努めるとともに、住民の自主的な美化活動を促し環境整備を推進します。

サ リニア中央新幹線への対応

リニア中央新幹線整備に係る住民のリスクを最小限に抑えるよう、事業者であるJR東海に対し関係機関と連携し交渉を進め、工事中や工事后にも快適で安心した生活環境と自然環境を確保します。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針

ア 児童福祉

南木曽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、「笑顔あふれる子どもを育くむ」ことを目押し子育て支援の充実を図ります。令和4年4月から保育所から保育所型認定こども園に移行し、現在の保育所3園を活用して、町全体で子育て環境の向上に取り組みます。また、子育てを地域で支えるため、自主的に活動している子育て支援グループとの協働とその育成に努めます。

イ ひとり親（母子・父子）福祉

ひとり親（母子・父子）世帯の生活の安定を図るとともに、必要な支援をするため、各種支援制度の利用や相談窓口の充実に努めます。また、子育て支援事業の推進により、ひとり親（母子・父子）世帯が安心して生活できるよう支援します。

ウ 高齢者の健康・福祉

南木曽町老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「高齢者が笑顔を絶やさずに住み慣れた

地域で安心して暮らせる町」をめざし、介護予防事業を含む総合的なサービスの提供、健康づくり及び社会活動への参加促進に取り組みます。

また、高齢者の日常生活を地域で支えていくため、地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりと支援事業を推進します。

エ 障がい者福祉

障害者福祉計画に基づきノーマライゼーションの理念の浸透に努めるとともに、障がいの早期発見に努め、関係機関と連携して障がいのある人の自立を支援します。

また、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の体制整備や支援組織の育成に努め、その活動を支援します。

オ 地域福祉

誰もが住み慣れた地域でいきいきと過ごしていくために、支援を必要とする一人ひとりを地域で支える体制を目指します。互いを思いやり、支え、助け合う社会福祉の精神を尊重し、住み慣れた家庭や地域の中で安心して充実した生活を送れるよう、住民・団体・事業者等が連携・協力しながら、地域全体で支え合う「誰にでも優しく、身近で頼りがいのある」福祉を推進します。

カ 男女共同参画社会の形成

男女共同参画計画に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を充分に發揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、その理念の普及に努め、継続的な啓発活動や教育学習活動を、あらゆる機会や広報紙などを活用し推進します。

8. 医療の確保の方針

町内外の診療所・町外の総合病院と密接な連携を図りながら、適切な医療サービスの提供を受けられるよう診療所支援や住民の健康管理・予防活動事業などの充実をめざします。

郡内町村が負担金を拠出し、休日・夜間の一時救急医療確保のための医師、看護師を派遣配置する事業を県立木曽病院で行っています。継続して実施していきます。

9. 教育の振興の方針

ア 学校教育

児童生徒が自然と温かい心のふれあいの中で、心身とも健康で優しい心と豊かな創造性を持ち、たくましい明日の担い手として育成されることを目標に、一人ひとりの個性や適性の伸長、国際化や情報化による時代の変化への対応を基本とした教育内容の充実に努めます。

施設面では、個別施設計画に沿った計画的かつ予防保全的な維持管理を行います。また、ICT教育教材備品の充実を図るなど、教育環境の整備に努めます。

イ 生涯学習

「みんなが学び成長するまち」をキャッチフレーズに、南木曽町生涯学習推進構想の基本理念の下、生涯学習社会の実現をめざし、新しいまちづくりを推進します。

町及び公民館など教育機関を中心に積極的な取り組みを進め、町民のニーズや生活課題を的確

に捉えながら、学習の機会へと発展させていきます。また、生きがいと健康のスポーツ振興を図り、総合型地域スポーツクラブ「N P O 法人なぎそチャレンジクラブ」と連携し、いつでもだれもが生涯にわたってスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの環境づくりに力を入れ、町内の既存組織、団体、小・中・高等学校の連携を図ります。

このほか、放課後の子どもの居場所や過ごし方などについて地域、家庭、学校等と連携し、子どもにとってより良い環境づくりを図ります。

10. 集落整備の方針

集落内生活道路の整備、町部と集落、集落と集落を結ぶ移動の手段の充実をすすめ、生活圏の一体化を図るとともに、区の自主的再編を支援し、生活基盤・環境の整備についても向上を図ります。

11. 地域文化の振興等の方針

地域に根差した文化活動や文化サークルの育成を図りながら、各種文化講座や発表機会の充実に努めるとともに、高度な文化芸術に触れる機会や文化イベントの開催を促進します。また、活動を推進する拠点となる公民館など身近な社会教育施設の整備を行います。

当町には、国の重要伝統的建造物群保存地区妻籠宿や重文・林家住宅、史跡中山道、また近代化遺産（重文）の読書発電所施設（発電所・桃介橋・柿其水路橋）をはじめとする多様な文化財があり、今後もこれらを核としながら、町内の文化財を活用したまちづくり・地域づくりをめざします。社会教育施設として博物館を効果的に利活用するために、設備改修や施設の維持補修を定期的に行っていきます。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

南木曽町に適した再生可能エネルギーについて、生活環境、自然環境及び景観への影響を配慮した利用を促進します。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

ア 新たな住民自治の推進

「すべての町民がまちづくりの主役である」ことを基本とし、町民の創意と意欲をまちづくりに生かすため、積極的な住民参画による「協働」のまちづくりを進めるとともに、自主的活動の支援を推進し、新しい住民自治の拡充に努めます。また、町民が積極的に行政に参加できるような機会の増大や、地域活動をより推進するため、若者や女性の社会参加を促進します。

イ コミュニティの活性化

まちづくり推進のための地域活動をはじめ、各種の文化活動やスポーツ活動など町民の自主的な活動を促進するため、施設の整備充実にも努め、住民と行政の「協働」によるコミュニティづくりを推進します。

ウ その他

その他地域の自立促進に必要な事項を民間団体や町民と協働し実施します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針 No.	基本目標	基準値	目標値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	人口	3,992	3,929	3,873	3,817	3,762	3,681
1	出生数	20	20	20	20	20	20
2	20代～30代の転入者数	220	284	316	348	380	412
2	20代～30代の転出者数	285	307	318	329	340	351
2	地域おこし協力隊員数（定着数）	2	2	2	2	2	2
2	N P O 法人數	2	2	3	4	5	6
3	新規就業者数	18	18	18	18	18	18
3	新規林業従事者数	1	1	1	1	1	1
3	誘致企業数	—	—	—	—	1	—
3	観光客数	526,000	535,000	450,000	545,000	550,000	555,000
4	CATV加入者数	1,472	1,470	1,465	1,460	1,455	1,450
4	CATVオプション契約者数	603	600	600	596	592	588
5	道路改良率	60.2	60.6	61.0	61.4	61.8	62.3
5	橋梁施設等長寿命化計画の進捗率	47.6	71.4	85.7	95.2	—	—
5	公共交通の利用者数	62,000	62,000	62,000	62,000	62,000	62,000
6	水洗化率	82.56	83.8	85.1	86.2	87.4	88.7
6	簡易水道普及率	89.5	89.8	90.1	90.4	90.7	91.1
6	防災マップ取組地区数	45	55	60	9	18	27
7	特定健診の受診率	70	70	70	70	70	70
7	介護予防サポーター数	192	196	200	200	200	200
7	認知症予防サポーター数	450	475	500	525	550	600
6・8	防災・ドクターヘリポート数	2	3	3	3	4	5
8	木曽病院線利用者数（往復）	125	175	225	275	325	375
9	信州型コミュニティースクール対応校数	2	2	2	2	2	2
9	小中学生の地場産業体験学習数	33	33	33	33	34	34
9	地元中学校の蘇南高等学校への進学率	50	53	55	58	60	63
10	協働のまちづくり事業数	15	17	18	19	20	21
10	空家バンク登録件数	7	10	10	10	10	10
11	町文化財等指定数	50	50	51	51	52	52
12	再生可能エネルギー利用施設数	2	3	4	5	6	7
13	結婚支援イベント開催数	2	2	2	2	2	2

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

南木曽町過疎地域持続的発展推進会議において、毎年度、評価・検証を行うとともに、議会へ報告します。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から、令和8年3月31日までの5ヶ年とします。

(8) 公共施設総合管理計画との整合

南木曽町公共施設等総合管理計画は、当町の所有する各公共施設の管理状況が記載されているものであり、南木曽町過疎地域持続的発展計画における各事業の対象となっている公共施設も記載されていることから、過疎対策事業債活用の前提として本計画との整合性は取れています。

また、今後も人口の減少が続き、少子高齢化が進むことにより、財政基盤が極めて厳しい状況になることを想定し、公共施設等の今後のあり方として「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」の3つの基本方針を柱として「継続保全」、「更新検討」、「利用検討」、「用途廃止」に対応した公共施設の管理に関する基本方針を定めています。

評価分類	分類された施設の特徴	主な検討内容
継続保全	施設の状態がよく、光熱水費、運営費も少ない。また、人口密度が高い場所に立地し、災害リスクも低く、利用者が多い施設群。	○現状を維持して、このまま継続的に利用し、継続保全を図る施設。
更新検討	施設が劣化しており、光熱水費、運営費も多くかかっている施設だが、人口密度が高い場所に立地し、災害リスクも低く、利用者が多い施設群。	○施設の必要性が認められる施設であり、建替えや他の施設との複合化などを検討する施設。 ○建替えによる複合化などにより維持管理費の縮減を検討する。
利用検討	施設の状態がよく、光熱水費、運営費も少ない。しかし、人口密度が低い場所に立地し、災害リスクが高く、利用者も少ない施設群。	○継続的に利用するが、他の用途への転用や売却等を検討する。
用途廃止	施設が劣化しており、光熱水費、運営費も多い。また、人口密度が低い場所に立地し、災害リスクが高く、利用者も少ない施設群。	○必要性が低い施設であり、利用後は用途廃止を検討する。 ○用途廃止した施設や土地の売却・貸付・譲渡などを検討する。

今後、過疎地域の持続的発展に取り組むにあたり、老朽化した公共施設の更新や改修の時期を迎えることによる多額の財政需要が見込まれる状況にありますが、人口減少や少子高齢化が進むことに伴う社会構造や住民ニーズの変化も考慮しなければならず、また移住定住・子育て支援に合わせた公共サービスの在り方を見直す必要性にも迫られています。

本計画においても、「南木曽町公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえ、施設類型ごとの特性を考慮し、将来見込まれる財政規模の変化に応じた施設保有量の適正化や次世代負担を見据えた施設マネジメントといった長期的視点を持ち、整備の必要性を十分に検討のうえ、「継続保全」、「更新検討」、「利用検討」、「用途廃止」に配慮した個別施設計画・長寿命化計画を策定することにより、持続可能な行財政運営を前提とした計画を推進します。

なお、当町においては、公共施設等総合管理基金を積み立てており、更新等の財政需要に備えています。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

1. 移住・定住の促進

全国的に少子高齢化に加え若年層の都市部への流出が顕著である反面、移住を目的とした一定数の転入もみられます。また、コロナ禍を契機として地方暮らしへの関心が高まりつつあるため、仕事と暮らしを併せて人を呼び込む仕組みづくり、移住体験等を促進すべきと考え、相談会や情報発信、移住者の受け皿となる空き家や住宅の活用への取り組みを進めています。

しかし移住者の受け入れにあたっては、供給可能な住宅が少なく、町営住宅等も不足しているといった課題があります。空き家の数は増え続けているため、いかに所有者に早期に決断させ、空き家バンク等への登録に結び付けるかが、早急な課題となっています。

2. 地域間交流の促進

当町では、姉妹提携・友好提携という形の交流は行っていませんが、広域連合と共に水源保全の観点から、下流域の人々との交流を目的に平成18年に長久手市と交流協定を締結し、出産祝い事業への協力、自治体行事やイベントへの招待参加などを行っています。また、地域の資源の保護と情報発信及び交流を目的として活動している「日本で最も美しい村連合」に平成20年より加盟しています。この連合の活動を通しての全国的な交流活動の中で新たな地域振興や人づくり、地域づくりにつながることが期待されます。

現在、二地域居住やテレワーカによる地域との交流を取り入れたり、連携している地域や大学との交流を行ったりする環境の整備が不足している状況にあります。町では、令和元年度に名城大学、令和2年度には名古屋外国語大学との連携協定を締結し、新たな連携事業への進展に期待するとともに、産業や各種イベントなどの新たな分野を開拓しながら、町民参加の交流活動を促進して地域間交流を展開していく必要があります。

3. 人材の育成

人口減少に伴い地域社会を支える人材不足の懸念が高まってきています。関係人口等の拡大に向けた取り組みや、地域外からの人材確保、地域おこし協力隊の地域への定着化に力を入れていくことが急務となっています。

地域社会の担い手を、地域内の人材のみで確保することは困難な状況となっており、地域では、外部からの人材を受け入れる体制が未発達であることも要因の一つです。

(2) その対策

1. 移住・定住の促進

移住者に選ばれる町を目指して、仕事と暮らしをひとくくりに考えて、それを実現すること、空き家等の解消と利活用を効率的に行います。

2. 地域間交流の促進

各種補助金等を活用した地域間交流のための拠点整備やテレワークの推進を進める事で、南木曽町を訪れる前からより理解が深められる環境づくりを行います。

現在行われている長久手市、および「日本で最も美しい村」連合加盟市町村との交流活動などを大切にしながら各方面との友好関係の構築に努めます。

3. 人材の育成

地域の方々が主体的に外部の方を受け入れるための学びの機会を増やし、交流人口を通じて都市部の若者と交流し考え方を共有する取り組みを進めます。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住 (2) 地域間交流	移住・定住促進事業 若者まちづくり会議 大学等の連携事業 移住交流定住広域連携事業	南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町	* * * *

第3 産業の振興

(1) 現況と問題点

1. 基盤整備

ア 農業

当町は面積の約90%が山林原野で占められており、農用地は約2%と少なく、標高330m～950mの間に散在しています。農用地面積は全体で99haあり、1戸当たりの耕作面積は27.9haと零細な経営規模です。農地が散在しているため農業生産の効率は悪く、専業による生計の維持は極めて困難な状況です。

農家戸数は354戸で、水稻を中心に繁殖和牛及び野菜、お茶等を複合させた経営がされていますが、ほとんどの農家が兼業です。水産については、川魚等の養殖が行われ、一部生産者は甘露煮等の加工品も生産しています。

過疎化・高齢化による後継者不足、有害鳥獣による被害拡大により、生産者の生産意欲の衰退が進んでおり、農地の遊休荒廃地化が懸念されています。また、基盤整備が完了しているほ場、農道、水路等は近年の大雨や経年劣化等による不具合が発生しています。また、防災上重要なJR跨線橋の耐震化が課題となります。

区分 年次	農家数(戸)				経営耕作面積(ha)			
	計	専業	第1種 兼業	第2種 兼業	計	田	畠	樹園地
昭和40年	858	52	165	641	402	259	78	65
昭和45年	808	43	106	659	359	240	60	59
昭和50年	750	28	55	667	308	209	52	47
昭和55年	699	37	35	627	274	192	48	34
昭和60年	663	53	45	565	261	194	42	25
平成2年	568	69	12	487	222	169	40	13
平成7年	508	74	26	408	203	152	41	10
平成12年	488	27	7	454	202	150	42	10
平成17年	480	39	6	435	199	147	42	10
平成22年	442	—	—	—	171	130	35	6
平成27年	390	—	—	—	119	94	22	3
令和2年	354	—	—	—	99	75	23	1

(資料 農業センサス・農林業市町村別データ)

イ 林業

森林整備計画にみる当町の森林面積は19,350ha(89.6%)で、内国有林13,281ha(68.6%)、民有林6,069ha(31.4%)となっています。

民有林は、針葉樹林が3,556ha(58.6%)、広葉樹林2,331ha(38.4%)で、針葉樹林のうちヒノキが2,225ha、スギが857ha、他はアカマツ、カラマツな

どとなっています。林家等の総数は、740戸あり、内5ha未満の所有者が80%を占め、しかも零細な所有者が点在しているため施業効率が悪い構造となっています。また、民有林林道は19路線、総延長30.9kmで林道密度は、5.0m/ha、林内道路密度は17.2m/haと道路網整備が遅れています。これらの基盤状況に加え、労働力不足と高齢化、木材価格の低迷等による採算性の悪化と熊等による成木の皮剥ぎ被害の影響等が、森林所有者の造林意欲減退に拍車をかけています。民有林における適切な管理整備の遅れは、有害鳥獣被害、大径木の倒木、生活空間での日照時間の減少や道路沿いの冬期凍結区域の増加等、住民生活に深刻な影響を及ぼす結果となっています。

人工林は3,184ha（人工林率54.0%）となっています。森林資源は間伐及び枝打ち等の保育を要する1～7齢級の若齢木の面積が767ha（24.1%）あり施業の遅れが見られ、8・9齢級の林分にも管理不十分な森林が見受けられます。森林病害虫被害は、増加傾向にあり、その被害区域も拡大しており、隣接町村への被害拡大を抑制することが精一杯の状況となっています。

素材生産は、森林資源が極めて未成熟な状況にあるため、間伐材が主となっています。森林の果たす国土保全・水資源のかん養・自然環境の保全等公益的機能はますます重要視されており、さらに地球温暖化防止や保健・文化・教育的な利活用等森林への期待は多様化してきています。国では国民一人一人が等しく負担を分かち合い、国民皆で森林を支えるための仕組みとして新たに「森林環境税及び森林環境譲与税」を創設し、新たな森林管理システムの展開を図ることとなっています。長野県においては、森林整備を県政の柱の一つに位置づけ森林税を導入し補助金事業の拡充などが図られています。

今後は、緑と水の源泉である森林を通じて、都市住民との交流を促進し、生産面と保全面の調和を取りながら有効な利活用を考えていくことが課題となります。

2. 経営の近代化

ア 農 業

農業の近代化については、補助制度等により、機械の導入、生産施設の近代化を進めてきました。高齢農家の増加、後継者の減少という状況の中で、農地の保全と農業生産力の維持及び生産性の高い農業を振興するためには、半農半Xの推進や定年退職者など農ある暮らしを志向する者を担い手として育成できるかが課題です。また、個人では大型機械の導入は困難です。このため、受託組織等へ大型機械の導入の支援、育成強化が必要です。農家と受託組織が協同し営農することで、持続可能な地域農業を図ります。

兼業農家に対する近代化は、機械導入の他、どのような施策が農地維持を持続可能なものとするか検討していきます。

イ 林 業

山林所有者の8割が5ha未満の零細規模でその所有地が点在しているため、施業効率が悪い形態となっています。

その上、採算性の悪化などから造林意欲が減退し、適期に手入れが行き届かない林分も見られます。また、林業労働力は従事者の高齢化に加え、労働条件が不安定なことから、新規就労者の確保が難しい状況となっています。

山林が急峻な地形で道路網整備が遅れている現状から、大半の作業は伐採についてはチェンソー、搬出については集材機による架線系で行っています。

このような状況のなかで、森林施業の実施は大半が地域林業担い手の中核となっている森林組合へ委託して行っている状態です。

林業後継者については、林研グループ等の活動に期待するところが大きくその育成が重要となっています。上下流域交付金等により林業生産者の活力を生み出す必要性があります。

森林総合利用促進のために、国産材時代を展望して「国有林と民有林」「生産から消費まで」「川上と川下」が一体となって取り組む流域管理システムの機能を最大限に発揮させ、林業コストの低減化と優良材の生産のため施業の適正な推進に努めることが重要です。また、森林の持つ公益的機能と豊富な資源を活用し、多様な森林産業の構築を図ることが重要です。

木材等を利用した地場産業の高付加価値化等も課題です。

特用林産物については、軌道に乗るに至っていない状況であり、生産体制の確立、技術向上、銘柄化、市場開発等が課題です。

3. 地場産業の振興

ア 工業

当町の工業は、「木曽ひのき」を中心とする桧やさわらなどの製材・加工を行う中小木工業が基幹となっています。原材料の多くを依存している国有林内での伐採量が減少しているのに加え、需要面でも外材製品の普及による販売の落ち込みにより経営的に厳しい状況に置かれています。個人企業も多く高齢化、後継者不足により経営の近代化が進展しない業者も見受けられます。町内の大きな産業のひとつであった建設業については、公共事業の大幅な減少により経営の合理化と他事業への転換を迫られている状況となっています。そのほか製造、機械工業においても出荷額が減少の傾向にありますが、誘致した企業の中には多くの従業員を雇用し、一定の水準を保っているところもあります。

工業の状況（製造業）

調査年	事業所数	従業員規模内訳		従業者数 (人)	原材料使用 額等 (万円)	製造品出荷 額等 (万円)	粗付加価値額 (万円)
		1～29人	30人以上				
令和元年	25	23	2	556	279, 794	712, 231	403, 086
平成25年	31	29	2	541	286, 916	692, 146	386, 623
平成20年	31	29	2	521	391, 926	671, 118	269, 688
平成15年	41	40	1	561	331, 356	742, 660	395, 299

（資料 工業統計調査データ）

イ 伝統産業

国の伝統的工芸品に指定されている「ろくろ細工」は補助事業などにより後継者の育成や新製品の開発に取り組んでいますが、外国製品の普及と景気の後退、観光客の減少等により売上額に落ち込みが見られる状態です。県の伝統工芸品に指定されている「ひのき笠」も、根強い人気はあるものの安価な外国製品に押されて需要は減少傾向にある上、生産者も高齢化しています。

「田立の手すき和紙」は保存振興会が中心となって商品化に努力していますが、生産量や生産時期に限りがあります。

4. 企業誘致

当町の土地は約90%が山間地で平地が少ないため、まとまった工場用地の確保が難しい状況にあります。

限られた条件ながら、地域資源や豊かな環境と風土を活かすことのできる企業を誘致することが望まれます。

テレワークなど新たな働き方が可能な企業・個人が地域に根ざすことができる方法を研究します。

5. 起業対策

景気の低迷や木工業、建設業の慢性的な不況から業種転換せざるを得ない中小企業も潜在しているものと推測されます。また、社会構造の変化に伴い福祉、環境、教育産業などについては、開拓の余地が充分残されていると思われます。

6. 商 業

近郊都市の大型店の開設や情報化に伴う通信販売による販売力が高まり、町内商店での消費が落ち込んでいます。地域性や個性を活かした経営、特色や魅力ある商店街づくり、消費者に顔の見える購買方法など様々な面で創意工夫が求められています。

商業の状況

調査年	事業所数	組織別内訳		従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
		卸売業	小売業		
平成29年	69	6	63	226	237,000
平成24年	82	10	72	179	212,800
平成19年	89	7	82	272	313,300
平成14年	112	7	105	365	461,900

(資料 平成14・19年=商業統計データ 平成24・29年=経済センサスデータ)

7. 観光又はレクリエーション

新型コロナ感染症の影響以前から美しい自然環境や多くの文化遺産を活かした観光関連産業も長引く景気低迷による旅行志向の減退により陰りが見え始めています。旅行者のニーズや価値観が多様化する中、従来の団体旅行から小グループや家族、個人を中心としたものに旅行形態も大きく変化をしています。南木曽町を取り巻くインフラ環境もリニア中央新幹線や中央道神坂スマートＩＣ等の建設により大きく変わり、アフターコロナの動向も含め観光人口の流れがますます変化することが予想されます。

町内にある多くの観光素材をどう結び付けるか、自然・体験・健康・本物志向といった多様な旅行者のニーズをどう捉えていくかなど、今後の大きな課題です。

また、今後ますます増加が見込まれる外国人観光客をも魅了するような観光資源の発掘と、既存の歴史文化を融合したコンテンツの提案と情報発信も重要な課題となっています。

観光客の動向（年間延人数）

（単位：人）

年度 地域名	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
田立の滝	10,300	6,700	5,100	3,100	3,000	3,900	4,900	6,800
妻籠宿	483,400	397,500	418,300	394,300	3,849	365,500	386,700	167,300
富貴畑温泉郷	12,600	8,500	9,100	11,700	13,100	14,000	13,200	7,100
柿其渓谷	16,300	14,500	14,800	14,800	14,900	13,800	13,500	8,000
南木曽山麓	15,900	14,000	15,700	14,500	17,000	16,900	18,400	10,400
南木曽温泉郷	48,100	41,500	36,800	41,200	46,400	48,300	48,100	101,700
計	754,800	734,900	740,000	662,200	618,300	584,800	586,600	301,300

8. 人材の確保

町内の中小事業所は雇用の確保が事業継続にあたって大きな課題となっています。一方で近年、豊かな自然や人とのつながりを求めて、田舎暮らし志向の人が増加しています。このような事業所と南木曽町で暮らしたいという人をマッチングできる仕組みの整備が求められます。

9. リニア中央新幹線対策

リニア中央新幹線開通に向けた工事、及び完成後の活性化対策、特に産業への影響が懸念されています。地元事業者との協調について、調整しながら進める必要があります。

（2） その対策

1. 基盤整備

ア 農 業

基盤整備については、国の制度事業を取り入れた規模の大きな整備は完了しました。今後は、主要作物である稲作を中心に、パイプハウスによる野菜等の栽培、花卉・花木栽培、

茶の植栽、遊休農地等を活用した牛や綿羊の放牧等を奨励し、遊休農地の拡大防止対策を進めます。施設の維持管理は、多面的機能発揮促進事業の活用や、国県の補助制度、町単独事業の導入も図るなかで不具合のあるほ場等の解消、水路・農道の長寿命化、防災重点農業用ため池の改良等を進めます。既存の農業用水路を利用した小水力発電事業により再生可能エネルギーに取組みます。

イ 林 業

森林の持つ水源涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化等の森林の公益的機能を高める施業に配慮しながら、流域管理システムの有効活用を図り、優良建築材の生産を中心とする人工林ひのきの銘柄化を目標に国有林と民有林が一体となって、枝打ち・間伐を積極的に進め良質な特産材を可能にする森林施業の推進に努めます。また、施業推進のため、林地台帳を整備し、施業地の団地化と長期にわたる補助制度の運用を図るとともに、森林整備地域活動支援事業により整備を推進します。生産性の向上と作業条件の改善のため、既設林道の改良舗装を順次進めるとともに、新たな林道、作業道開設を計画的に進め、省力的な機械の導入、林業機械の高性能化に努め低コスト林業を推進します。保健・文化・教育などの森林の持つ多面的・公益的な機能と、豊富な地域資源を活用し、森林の総合的利用を促進します。また、都市住民との交流を進める中で、水源としての山林の重要な役割への理解を求め、令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進します。また、既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図っていきます。

林業振興を阻害しているカモシカや熊などの食害皮はぎ対策、農林産物への被害防止のための有害鳥獣対策を、多種多様な生物との共生を探りながら進めます。

マツクイムシ・カシノナガキクイムシ対策については、近隣町村と連携を密にしながら広域単位で早期発見、早期駆除に努めるとともに、その被害状況により森林施業に対し適切な指導を行います。

2. 経営の近代化

ア 農 業

農家の経営が多様化するなかで、専業・兼業それぞれの経営体系を確立し、合理化を図りつつ、安定した農業経営による所得の向上を図ります。

人・農地プランの実質化による土地集積、後継者の確保、担い手農家の規模拡大を促進するとともに、機械・施設の近代化を図ります。

具体的には次のような取り組みを推進します。

- ・ 稲作——良質米の生産と収量の安定を図るとともに、受託組織の育成・強化を図り、低成本で安定した生産をめざします。また生産限度面積を木曽郡内で調整し、作付け可能面積を増やし「売れる米」の生産を奨励します。
- ・ 肉用繁殖牛——優良雌素牛の導入により優良子牛を生産し、肉牛の向上を図るとともに、粗飼料生産による安定経営を図ります。畜産クラスター事業を中心に飼料自給率の

向上、機械導入を進めます。また荒廃地への牛の放牧を奨励し低コストと省力化を図ることで増頭につなげていきます。

- ・乳牛——畜産基地及び転作田の利用促進による効率的な粗飼料確保に努めるとともに、加工等による付加価値の向上、受精卵移植等の先進的技術の導入、飼料技術の向上などを通じて飼育規模の維持と生産性の向上を図ります。
 - ・花卉花木——優良な品目、品種の選定、栽培技術の確立を図るとともに、栽培農家及び栽培面積の拡大に努め産地形成をめざします。
 - ・茶——生産技術の向上と高品質茶の生産の拡大を図るとともに、製茶技術者の確保及び製茶技術の向上に努め、煎茶の販路拡大、地域特産品の原料としての研究を進めます。
 - ・野菜——販売を目的とした収益率の高い作物を調査研究するとともに、パイプハウス栽培による野菜の安定供給、6次産業化を図ることで付加価値を付けた農業の展開を図ります。
 - ・特産作物——まいたけ等収益性の高い栽培きのこの開発を進めます。
- ・水産——食用魚については、省力化等による経営安定を図ります。

農作物の安定的な生産と農地の遊休化防止のため、生産者、消費者、観光関係者、飲食関係者、商工関係者を網羅した地産地消推進組織との連携により、直売所や学校給食等への支援と販路拡大を図ります。しかし、少なからず遊休化してしまう農地は発生してしまうため、荒廃させないよう管理の省力化に向けたスマート農業の検討も併せてすすめます。また、農地の荒廃を防ぐための対策として牧草の作付けを進めた結果、借り入れている大規模草地での作付けが大幅に減少し、草地組合及び草地の維持継続が困難となつたため、返地に向けた取り組みを進めます。

イ 林 業

地域林業の担い手の中核的存在である森林組合の育成強化を図り、森林所有者の付託に応えていきます。また、国有林施業の民間委託の拡大と民有林施業の推進に対応するため、森林組合の広域合併など林業事業体の組織化・協業化を進め、生産施設整備事業等の制度導入により、経営基盤の強化・近代化・低コスト化を図ります。

広域化による雇用の確保と就労の安定を図り、林業労働者の待遇改善、労働条件の改善等を進め、林業生産向上のため林業の担い手の確保と育成に努めます。

林業後継者グループ各団体との連携を進め、組織の育成及び拡充強化を図ります。

地域産木材の加工用施設・機械等の生産加工体制整備を進め、間伐材の有効利用促進、人工林ひのきの銘柄化の実現、公共施設の木材使用を増やすなど木材利用の拡大を図ります。

地域の特性を生かした特用林産物の振興について、生産基盤の確立、技術向上、銘柄化を進め、有利な販売体制の研究を進めます。その一環として、町有林から切り出した木材を妻籠町並交流センターの部材として活用するため、流通等効率的な運用をめざし流通体

制の試行等に取り組みます。

林業者の定住化を図るため、国・県の諸制度を導入し、林業環境の整備、就労安定の促進等を図ります。

3. 地場産業の振興

ア 工業

関係機関との連携を図りながら、国、県の各種補助制度や融資制度の有効利用並びに経営基盤強化につながるような内部資本の充実と経営近代化、合理化対策、コスト削減などの取り組みを促していきます。新たな特産品開発など地域の特色を活かした地場産業の研究育成を支援し、若者の定住雇用の創出につながる産業振興をめざします。

イ 伝統産業

指定伝統工芸品であるメリットを充分に活かしながら新製品の開発、販路開拓、後継者育成に努めていきます。各組合の活性化の取り組みを進めるとともに、観光事業との連携など多面的な角度から新たな利活用を推進します。

4. 企業誘致

地理や交通条件、地域労働力を考慮した企業誘致について研究検討を進めます。企業振興審議会や関係機関との連携を密にして情報収集に努め、働きかけを実施します。誘致企業に対する税制上の優遇措置などを継続するとともにPR活動を行っていきます。新たな働き方であるテレワーク可能な企業が地域に根ざすことができる方法を研究します。

5. 起業対策

各機関と連携しながら起業家をサポートする態勢作りを進め、幅広い分野で個人・起業家も含めた起業支援や業種転換を支援していきます。各種補助制度や情報を収集・提供できる仕組みを作つて地域に定着する産業育成をめざします。

6. 商業

消費者にとって魅力ある商店、商店街づくりを支援できるよう、商工会など関係団体との連携を深めるとともに、地域内消費拡大に大きく寄与している地域商品券の取り組みを引き続き支援します。補助制度や町制度資金の活用による設備投資などにより円滑な経営ができるように進め、小規模事業所指導や保証料の補助など町独自の支援策も継続していきます。また、担い手不足による後継者問題が深刻になってきています。

南木曽駅前を中心に、行政、商工会及び地域商店が連携を図りながら、地域小売業のサービス充実や地元滞留率を高める仕組みづくりに努めます。取り組みの実効力を高めるため、商工会との協働を図るとともに、後継者育成とリーダーの育成に努めます。

7. 観光又はレクリエーション

町の観光振興構想を基に、町内最大の観光地である妻籠宿を中心に温泉、伝統産業、自然、文化、体験活動などを結びつけた観光振興策を推進します。広域的、多面的な連携展開を図

れるような観光施設及び景観や環境の整備を行うとともに、平成26年に発生した南木曽町豪雨災害、御嶽山噴火災害における風評被害の払しょくやアフターコロナに向けて、木曽観光復興対策協議会等の各種事業と連携し積極的なPRを行いながら観光客の誘客をはかります。また、観光産業などの受け入れ側の育成強化を図りつつ、令和元年10月より法人化された観光協会による高付加価値化された観光商品の開発や販売、地域資源を活用した観光客向けの飲食メニュー、土産の開発を支援します。

特に、観光施設については空家・古民家等の利活用を考慮した整備に努め、インバウンドなどへの活用についても検討しつつ、相互交流の場となるような整備を目指します。

レクリエーション施設については、これまでに整備してきたキャンプ場施設や河川公園、親水公園など既存施設のメンテナンスを行いながら有効活用に努め、観光事業との有機的な連携を図ります。また、木曽広域連合、郡内各町村とともに文化・レクリエーションの広域的な振興を図ります。

8. 人材の確保

地元のみならず都市部からの人材雇用の機会を設けるため、町内事業所と連携して都市部でUIJターン希望者を対象にした事業説明会を開催し、雇用確保による定住者の増加と地場産業の活性化を図ります。

9. リニア中央新幹線対策

リニア中央新幹線開通に向けた地域活性化対策の取り組みを、商工会が中心となって進めています。町では、各種団体と連携しながら取り組みに対する協力・支援を行います。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業	町単ぼ場整備 1維持管理適正化事業 水路改良 2維持管理適正化事業（負担金） 農業水路等長寿命化・防災減災事業 町単水路改良 原材料等 長者畠草地利用（使用料・ 活用調査費 ） 農地台帳管理 農地防災減災事業（ため池・用排水施設） 長者畠返地（植林） ほ場改修（耕作条件改善） 公有林整備（町有林）保育間伐等 <small>公有林生産整備（町有林）路網整備 撤出間伐整備□700m A=10ha/年</small> 民有林振興（森林整備協定造林） 民有林振興（振興指導啓発） 森林環境税事業（広域負担金・事業費） 森林経営管理基金 森林経営管理基金事業 ライフライン事業（危険木伐採） 森林経営管理基金事業 作業道補助金 森林経営管理基金事業 まき・ペレットストーブ補助 森林経営管理基金事業 担い手育成支援事業補助金 森林経営管理基金事業 皮剥防止補助	南木曽町 南木曽町 南木曽町 県 南木曽町 組合 南木曽町 県 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 * *	

(4) 産業振興促進事項

(i). 産業振興促進区域及び進行すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において進行すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
南木曽町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和 3年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日	

(ii). 当該事業の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」に記載のとおり。

第4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

1. 電気通信施設の整備

平成23年にテレビの地上波がデジタル放送へ完全移行し、木曽広域ケーブルテレビもデジタル放送に対応するためケーブルテレビ網の整備を実施しました。令和2年度には、ケーブル全線を光ケーブルに更新する光化工事を実施し、大容量高速通信かつ4K・8Kを活用した次世代放送通信サービスに対応しました。当町ではほとんどの世帯でケーブルテレビへの加入が完了しましたが、企業や事業所においてケーブルテレビ加入数は近年の経済情勢も影響し減少傾向にあります。また木曽広域ケーブルテレビも設備更新が必要となっている中で、過疎化の進行に伴う加入世帯数の減少や、光回線を活用した住民サービスの向上、地域経済や地域社会を存続・発展させていくための手法としてさらにICTを活用していく必要があります。

また、防災無線、移動系無線のほか消防・救急無線などのデジタル化整備を進めており、携帯電話については、ほぼ全域で不感エリアは解消されましたが、一部地域においてはまだ繋がらない箇所も残っているため、インターネットや携帯電話が不可欠な社会インフラとなっている今、さらなる不感エリアの解消に努めていく必要があります。

2. 情報化の推進

技術の進歩により大容量の高速情報通信が可能となり、特に移動体端末への動画配信に代表されるインターネットでの各種サービスが提供される本格的な情報社会が進展しつつあります。

当町においては、木曽広域連合による光化工事の実施に伴い、従来のインターネット環境に比べ高速通信等可能となりインターネット環境がより強化されました。しかし、平成23年から町内でも民間事業者の光回線サービスの提供が開始された中、民間とのサービス競合が懸念されています。

また、他方では、事業実施主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できる「ローカル5G」(Lo5G)の導入や利活用が進められています。当町においても今後の高度情報化社会の進展に対応した住民生活や地域産業の発展のため積極的に地域情報化に取り組んでいくとともに、人口減少・少子高齢化による担い手不足をICTの活用等により解決していくことが重要となってきます。

(2) その対策

1. 電気通信施設の整備

木曽広域連合によるケーブルテレビへの未加入の個人世帯・企業・事業所に対し、加入促進を図ります。また、引き続き防災無線（移動系・同報系・県防災無線）のデジタル化整備を進め、個別端末や中継局など機器の更新整備を図ります。また、携帯電話の不感エリアの解消やICT時代の重要な基盤となる通信システムの構築を目指すとともに関係機関へ要望します。

2. 情報化の推進

広域連携と連携し、光回線を活用した施策を展開し、サービスの推進を図るとともに更なる高度情報通信システムの研究と提供を推進していきます。

また、住民がITを利用し、いつでも、どこからでも容易に行政サービスを広く享受できる環境を構築するため、ICTを行政分野に活用した、行政手続のオンライン化の充実を進めるほか、デジタル技術を使えない、あるいは使いこなす能力に不安がある高齢者等に対応した取り組みも推進します。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設の整備 (2) 情報化の推進	無線免許更新（同報系・移動系・雨量計） DX推進事業 地域ICT利活用広域連携(広域負担金) ZOOMライセンス(広域負担金)	南木曽町 南木曽町 広域 広域	* * *

第5 交通施設の整備・交通手段の確保

(1) 現況と問題点

1. 町道

町道は、国・県道との連絡や地域のコミュニティ集落を相互に結んでいる日常生活に密着した道路です。山間部や谷間に多くの集落を形成しているため、町道は209路線、実延長164.5km（R2年度末）と膨大な路線を抱えています。

1級、2級町道を中心に順次計画的に道路整備を進めてきましたが、改良率60.0%、舗装率72.2%（R2年度末）と十分な整備ができていない状況です。地域の生活基盤の強化を図り、地域住民が将来に渡って安全安心に暮らしていく良好な生活環境の確保を進める必要がありますが、集落が広範囲に点在していることや地形的な条件により、投資的負担が過大で思うにまかせないのが現状です。また、山間地の道路が多いため、崩落、決壊等の危険箇所が多く、道路防災事業等の必要性があります。

橋梁については、立地条件から橋梁数209橋と多く、幅員が狭小であったり、車両の大型化等に伴い耐荷力が劣化した橋梁が存在しています。現在、南木曽町橋梁長寿命化修繕計画に基づき危険度の高い橋梁から順次、整備しています。老朽化した橋梁を適切な時期に修繕することは労力、財政的にも負担が大きいですが、通行不能となる前に修繕する必要があります。

日常の町道管理は、地域住民の道路愛護活動により側溝等の清掃、路肩の草刈り、その他町道の除雪などを行ってきましたが、近年の急激な過疎化と高齢化により、今までのような対応が困難な地域がでてきており課題となっています。

2. 農道

農道は、農業経営の合理化、農業生産の能率向上、集落機能向上のため、ほ場整備を実施した集落を中心に整備を進めてきました。整備後は、当町の地理的条件から生活道路として利用される農道もあり、集落の営農、日常生活には欠かせない施設となっています。

主な維持管理は集落の自助により簡易修繕、清掃等が行われ、町は資材の支給等を行ってきました。

近年は、大雨等災害による破損や経年劣化により、再整備が必要とされる農道が増えてきましたが、集落組織での施工が困難と思われる規模のものが増えています。集落の営農、日常生活を持続するためには、農道の長寿命化が必要不可欠なため、今後は更新・改良を行う必要があります。また、橋梁やJR跨線橋についても耐震化や健全化など防災・減災、長寿命化の対策が必要です。

3. 林道

林業振興の促進、森林の持つ多面的・公益的機能増進のためには、その基盤となる林道・作業道の路網整備が前提条件ですが、現状の民有林における林道密度は5.0m/haで郡内平均6.6m/haより低い状況です。

一般林道14路線は年々整備されていますが、なお、未改良部分が多く、落石等危険箇所も残っています。

多くの林道・作業道は行き止まり状態となっていますので、今後、さらに森林施業を促進するためには、それらの開設延長が必要ですが、長寿命化計画と合わせ計画的な事業運営が必要です。国県道、町道、農道との接続を図る道路網の一体的ネットワーク化も課題となります。

4. 国・県道

国道19号と国道256号を大動脈に、主要地方道の中津川田立線・中津川南木曽線・飯田南木曽線が当町と近隣の生活圏域を結んでいます。

国道19号は、山岳地帯の谷底を蛇行しながら木曽川に沿って南北に縦貫しており、中京・関西・関東圏を結ぶ、産業観光道路、生活道路として重要な役割を果たしています。しかし、交通車両の増大と大型化、道路線形の悪さなどから重大な交通事故が頻繁に発生し危険な道路となっています。また、観光シーズンには渋滞が続き、緊急車両等の通行に支障を来しています。さらに、平成26年7月豪雨災害、令和3年5月豪雨災害で土砂流出と雨量規制により地域が分断、孤立状態となりました。このため、国道19号の道路改良とともに、渋滞時、交通事故発生時・災害時の代替路線ともなる木曽川右岸道路の整備が重要視されています。

国道256号は、飯伊・東濃地区と木曽地区を結んでおり、中央道恵那山トンネルの迂回路、産業観光道路として通行量が増大しています。また、漆畠地区未改良区間は急勾配でカーブが多く幅員も狭いため交通事故が多く発生しています。特に冬期間は、降雪等により危険な状態にあるため早急な改良が望まれています。

主要地方道3路線、一般県道1路線は、それぞれ観光・生活路線として重要な役割を果たしています。どの路線も幅員の狭い箇所や急カーブが多く改良の促進が望されます。特に、（主）中津川田立線は国道19号の代替機能を兼ねており、県境までの道路改良とともに中津川市坂下地籍の道路改良が望まれています。

5. その他道路

国道19号の代替機能であり生活路線でもある木曽川右岸道路（平成21年2月県道認定）の開設事業は、未改良区間が多く部分的な開通にとどまっているため、その機能が十分に発揮されている状況ではありません。リニア中央新幹線へのアクセス道路としての性格をあわせもつことから、右岸道路全線の早期完成が強く求められています。

6. 公共交通機関

当町の公共交通機関は、JRによる列車運行と地域公共交通協議会による乗合バス運行が大きな柱となっています。JR列車については、普通電車が1～2時間に1本程度、特急は上り下りとも日に4本程度と決して多くはありませんが、上り方面は隣接市である中津川市や名古屋市を含む中京圏、また、下り方面は郡の中心である木曽町、県庁所在地である長野市などを結ぶ交通機関として重要な存在であり有効に利用されています。

乗合バスについては、南木曽駅や小中学校、役場を含む町中心部と周辺の地域を結んで運行されており、高齢者や学生等の生活交通としてなくてはならない存在です。

以前、乗合バス事業は民間バス事業者が運行していましたが、町の居住人口の減少や自家用車の普及及び観光客の入り込みの減少などから、乗合バス事業としての運行はもはや限界であるとして、平成18年度をもってバス事業から撤退しました。

当町では、地域の生活交通の確保のため、平成19年度から町内を走る全てのバスについて新たな地域バス（幹線バス・スクールバス・通園バス・乗合タクシー）として町主体による運行を始め、高齢者や通学者を対象とした移動手段の確保と、バスの利用促進を図っています。また、平成20年度からは行政、運送事業者、道路管理者、住民の代表者などで構成する地域公共交通協議会を設置し、持続可能な公共交通システムを目指し運行を行っています。

現在の運行計画を見直し交通弱者の足となるための公共交通計画策定を行い、実情にみあった運行形態とするための検討を進めることができます。

当町は 216 km^2 という広大な面積を有し、山間地であるという地理的条件にあります。町の中心部から山間部の谷あいに放射状に集落が点在しているため、運行効率は非常に悪い状況にあり、バス等の運行にあたって大きな課題となっています。

(2) その対策

1. 町道

町道の整備は、日常生活の利便性と災害等緊急時のライフラインの確保を図る道路整備計画に基づき、町民の理解と協力を得ながら計画的に進めます。

①町道の開設

- ・生活道路として必要な道路の整備を図ります。
- ・産業振興等のために必要な道路の整備を図ります。
- ・社会環境の変化等に伴う交通安全や運行の利便性を確保するために必要な道路の整備を図ります。

②町道の改良、舗装

- ・幹線道路（1級・2級）及びそれに準じる主要道路の整備を図ります。
- ・「木曽地域振興構想」の交通ネットワーク構想に示される国道19号代替路線のルート上にある道路の整備を計画的に進めます。
- ・地域再生計画「歴史とひのきの薫る里づくり計画」により、広域的な幹線道路である木曽駒山麓線（妻籠から与川）の整備を促進します。
- ・落石危険箇所など道路防災事業を必要とする道路の整備を図ります。
- ・国道や県道等の事業に関して、一体的に改良を必要とする道路の整備を図ります。

③町道の維持補修

- ・道路及び施設のパトロール点検を実施し、緊急性に応じて整備します。
- ・道路施設・構造物のメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を定期的に実施し、施設・構造物の予防保全と長寿命化を図ります。
- ・南木曽町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁を計画的に補強・補修を行います。
- ・積雪地域における冬期交通の安全対策を図ります。
- ・安全で円滑な交通を確保のため、維持管理の充実を図ります。

④県営・県代行道路整備の促進

- ・木曽川右岸道路の早期改良整備を推進するとともに、広域的な幹線道路である木曽駒山麓線（妻籠から与川）の整備についても、次期木曽地域振興構想（現第4次木曽地域振興構想H30年～）に計画が位置付けされるよう要望します。
- ・地域再生計画「歴史とひのきの薫る里づくり計画」により、広域的な幹線道路である木曽川右岸道路（高瀬橋）の県代行事業での整備を促進します。

⑤広域的な要素の高い道の整備

- ・田立と岐阜県中津川市川上を結ぶルートは、生活道としてだけでなく広域的観光ルートとしても重要であるため、県または広域的な整備を要望します。

2. 農道

国・県の農業関係事業を活用しながら、地域住民と協働して農道整備を図り、農業基盤の向上を図ります。

3. 林道

林道・作業道開設は、効率的な森林施業を実現するため、国・県の補助事業等により積極的に進めます。さらに、国道・県道・町道・農道と連携した一体的な道路のネットワーク化を推進し、相互の道路機能を高めます。当町は総じて地形が急峻であり、年間降雨量も多く花崗岩地質があるので、災害要因とならないよう慎重な配慮をしながら進めます。

改良・舗装については、国・県の補助事業等を活用し、林道長寿命化計画に基づき計画的に進めます。

4. 国・県道

国・県道は、広域的な幹線道路として、また産業観光道路として、その機能の向上を図るとともに、交通安全施設の整備を促進します。

- ①国道19号の改良（防災（雨量規制解除）・線形改良・視距改良・交差点改良・自歩道整備・横断歩道整備等）を促進します。
- ②国道256号の改良（防災・漆畠未改良区間・登坂車線整備等）を促進します。
- ③（主）中津川田立線の改良（岐阜県境までの全面改良・横断歩道の設置・信号機設置）を促進します。
- ④（主）中津川南木曽線の改良（防災・部分改良・歩道整備）を促進します。
- ⑤（主）飯田南木曽線の改良（防災・視距改良等）を促進します。
- ⑥（一）南木曽停車場線の改良（交差点改良・歩道整備・側溝整備）を促進します。
- ⑦国道19号の代替路線のルート上にある県道の改良を促進します。

5. その他道路

木曽川右岸道路整備事業については、広域的な基幹道路として、早期完成をめざして、引き続き積極的に促進します。

6. 公共交通機關

当町では、地域生活交通の確保、公共交通空白地帯をつくりないため、平成19年度から町内を走るバスについて、従前のバス路線を引き継ぐ形で、町主体による新交通システム（地域バス：ツツジ号）の運行を始めました。

平成20年度から南木曽町地域公共交通協議会を設置し、高齢者や通学者を対象とした移動手段の確保と、バスの利用促進を図りながら、持続可能な地域公共交通として運行してきましたが、令和3年度には、実情にみあつた運行形態とするため、交通弱者の足となるための公共交通計画策定を行い、現在の運行計画の見直しを進めます。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

	待避所設置等 小規模改良	南木曽町
	国県事業関係(右岸道路・土捨て場)	南木曽町
	道路防災対策事業 (国土強靭化)	南木曽町
	道路ストック点検 道路台帳整備 (合算)	南木曽町
橋 梁	長寿命化修繕計画 橋梁定期点検 205橋	南木曽町
	橋梁補強工事(3期)	南木曽町
	橋梁補強工事(3期) 橋梁架替	南木曽町
	JR跨線橋 田立駅跨線橋	南木曽町
(2) 農道	町単農道改良 (原材料他)	南木曽町
	JR跨線橋耐震改修事業 (上越野・下切)	南木曽町
(3) 林道	維持補修改良	南木曽町
	田の沢線 部分改良L=10.0m W=3.6m	南木曽町
	細野山線 法面改良 支障木伐採D=2000m	南木曽町
	林道長寿命化計画 過疎ソフト事業	南木曽町
	橋梁補修(越野線・細野山線)	南木曽町
	川向郷野線 読書トンネルLED交換	南木曽町
	秋葉山線舗装	南木曽町
	越野線舗装	南木曽町
(4) 国・県道		
(5) その他道路		
(6) 公共交通機関	地域バス運行委託料	南木曽町
	南木曽駅運営経費	南木曽町
	地域公共交通マスターープラン評価	南木曽町
	こども園 送迎バス運行	南木曽町
	特発バス運行	南木曽町

第6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

1. 水道

ア 簡易水道

水道は南木曽町簡易水道として、三留野・妻籠地区、北部地区、大山・蘭地区、川向地区及び田立地区に分かれています。令和3年3月末現在の給水人口は3,545人、普及率は88.80%となっています。近年の生活様式の変化に伴って水需要が増大していることから、施設の改良整備を実施してきましたが、既存の施設の老朽化も進んでいることから今後も計画的な整備が必要です。

また、JR東海が進めるリニア中央新幹線建設に伴う、水道水源保全地区を水源とする簡易水道への影響が懸念されており、とりわけ水源の水量確保が重大な課題となっています。

イ 小規模水道

簡易給水施設・飲料水供給施設は18施設で、給水人口は386人となっています。

これら小規模水道の施設の多くは伏流水や湧水を利用しているため、依然として水量不足や濁り水等の問題は解消していません。また、小規模水道の施設管理者の高齢化により、施設の維持が困難になってきている状況にあります。

簡易水道の状況

地区名	認可年度	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (m³/日)	配水池容量 (m³/日)
南木曽町	平成29年度	4,000	2,427	2,523
※三留野・妻籠簡水 (三留野)	昭和29年度	2,100	315	
	昭和31年度	2,400	360	
	昭和35年度	2,400	360	
	昭和45年度	1,770	360	
	昭和58年度	1,770	570	
	(妻籠)	昭和35年度	1,600	240
	(統合)	昭和62年度	3,060	1,195
		平成10年度	2,385	1,441
				1,030
※川向簡水	昭和29年度	210	132	
	昭和56年度	660	206	
	平成14年度	400	247	198
※大山・蘭簡水	昭和34年度	2,600	390	
	昭和54年度	1,600	390	
	昭和63年度	1,250	418	
	平成9年度	1,200	750	709
※北部簡水	昭和53年度	330	132	
	平成12年度	291	137	186
※田立簡水	昭和49年度	1,500	336	
	平成11年度	1,140	693	400

※三留野・妻籠簡水、以下5簡易水道は平成29年に南木曽町簡易水道へ統合

飲用水供給施設の状況

施設数	供給人口
4	164人

簡易給水施設の状況

施設数	給水人口
14	222人

2. 下水処理

南木曽町の下水処理事業は、妻籠地区を特定環境保全公共下水道事業処理区として平成12年3月から、また蘭地区を農業集落排水事業処理区として平成12年11月からそれぞれ実施しています。なお、前述の地区以外は、浄化槽の設置補助事業や浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。

下水処理施設の維持管理や浄化槽の設置費用は、設置年数の経過による老朽化に伴いここ数年増加傾向にあり、それに加え過疎化による使用料収入の減少から事業経営が大変困難な状況にあります。

3. 廃棄物処理

生活が豊かになった反面、大量消費という20世紀の消費型社会が生み出す大量廃棄物処理問題は、21世紀における最も大きな社会問題の一つとなっています。

当町でもごみの排出量（処理量）が増加の一途をたどっていましたが、廃棄物の再資源化の推進により減少しつつあります。

このような状況のなか、平成22年度から南部と北部のクリーンセンターを統合し木曽郡全域でのごみ処理となりました。また、平成30年度の新炉建設に合わせて出来る限り既存施設の延命を図るため「雑紙」の再資源化を実施し、ごみ減量を進めています。

今後、「ごみ処理広域化計画」、「一般廃棄物処理計画」などで木曽地域のごみ処理方法を検討しつつ、環境に配慮した廃棄物処理を進める必要があることから、現在実施している可燃物、不燃ガラス類、金属類、プラスチック製容器包装、びん類、生ごみ、紙類（ダンボール、雑誌、雑紙）、紙製飲料パック、ペットボトル、発泡スチロール、乾電池、蛍光管の分別収集にあわせ、更なる分別品目の模索を進め、ごみの減量・再資源化を一層推進する必要があります。

4. 消防

当町は集落が広く点在しているため消防機動力の配備や分団編成等において非効率な面がみられたので、昭和59年には大幅な団編成替えを実施し、その後も団員の減少等により組織の見直しや、団員定数の改正を実施してきました。平成21年度には機能消防団員の発足を図り、基本団員と機能消防団員とあわせて昼間体制及び水防活動の強化に努めています。

また、平成3年度からは木曽広域消防本部が業務を開始し消火活動、救急活動等を行っていますが、発足当時と比較して救急内容が多様化していることや、出動回数自体が大幅に増加していること等から、火災出動時に救急出動等の要請が重なった場合に十分対応できない等の問題点も生じています。

現在の消防機械力はポンプ自動車3台、小型ポンプ付普通積載車8台、同軽積載車10台・可搬予備ポンプ11台が配備され、道路事情の改善に伴い過去に比べて活動範囲も広くなっていますが、今後も団員の減少が予想される中で、資機材の維持管理を十分考

慮した効率的・計画的な配備が必要です。

昼間火災の対策として本部分団を編成していますが、各分団では昼間地元にいる団員が少なく、消火活動に十分な対応ができない恐れもあります。また、水防対策についても各分団で編成を行っていますが、同様の事が考えられます。このような状況から基幹である広域消防の充実強化、並びに防災施設の維持増強及び消防団の体制強化・自主防災組織整備を図るとともに、住民の防災意識の高揚と啓発に努める必要があります。

5. 防災

当町は山間地で傾斜地が多いうえ、地質が風化花崗岩のため、もろくて崩れやすいことに加えて降水量が多いことから、過去に幾度となく災害を受けてきました。さらに、急傾斜地崩壊危険区域をはじめ土石流危険渓流が数多くあり、今後も災害予防対策を積極的に進める必要があります。

災害発生時の対応・体制については南木曽町地域防災計画に定められています。各世帯への防災ハンドブック・ハザードマップの配布や各避難所への災害備蓄物資の整備、避難所の感染対策などソフト対策の取り組みが必要です。

また、当町には木曽山脈西縁断層帯・阿寺断層帯が走っている他、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、地震に対する備えを常に行う必要があります。しかし、一般世帯での対応は十分とはいえない状況であり、今後も防災意識の高揚に一層努めていく必要があります。

6. 交通安全

公共交通網の脆弱な当町の地域生活・経済活動は自動車に大きく依存しています。幹線道路である国道19号での交通事故件数は年々減少傾向にあるものの、一たび事故が発生すれば住民生活に多大な影響を及ぼす状況にあります。また国道の他、県道・町道においても起伏が激しく道幅が狭い道路環境にある当町にあっては、常に交通事故発生の危険があります。このため交通安全協会との連携をより強固なものとして、町民の交通安全意識の普及啓発を取り組むとともに、ドライバーや歩行者などの交通安全マナーの向上に努める必要があります。また、町内には未改良の道路をはじめ、国道の歩道の未整備箇所や交差点改良、県道・町道の路側帯、カーブミラーなどの交通安全施設が不十分な区間も多く、その整備・充実が求められます。

7. 防犯

インターネットやスマートフォンの普及などの社会環境の変化と共に犯罪が多様化、広域化しています。また暴力犯罪などの低年齢化の他、従来からの悪質な訪問販売などに加え、高齢者を狙う特殊詐欺の前兆電話事案が多発傾向にあります。当町での犯罪発生率は低水準にありますが、町民が安心して生活ができるように警察などの関係機関との連携を強化して、「犯罪と暴力のない明るいまちづくり」に取り組むことが求められています。

8. 住環境の整備

住宅は、健康的で文化的な生活を営む基盤であり、定住化促進のため重要な要素です。

近年の住宅需要は、婚姻に伴う当面の新居などの核家族化に伴うものや、U・Iターン者

等による住宅ニーズが比較的高くなっています。

こうした住宅需要の増加に対し、昭和50年以前に建築された公営住宅・町営住宅の老朽化・狭小、下水道供用開始への対応等の居住環境の改善が課題です。特に、老朽化した町営住宅の除却、処分が急務となっています。

そのため今後の住宅需要を考慮して、新たな住宅地の確保に努め、生活関連施設の整備と良質な住宅の確保や、住宅の耐震診断・改修を図る必要があります。

さらに、本格的な長寿社会の到来に備え、高齢期の住生活の向上と居住の安定及び身体機能の低下等にも対応した住宅の確保も課題です。

9. 靈園

墓地については、共同墓地が少なく、地区によっては墓地が点在しているところも多くあり、墓地の管理に支障をきたしています。当町では、現在までに3団地143区画の靈園を分譲してきましたが、墓地の返却を希望している者が増加傾向にあり、靈園管理の見直しの必要性が生じてきています。

10. 公園

町民が気軽に潤いと安らぎを実感できる「心のゆとり空間」の創造が求められています。

当町では、これまで大正ロマンを偲ぶ天白公園や河川公園、田立坪川の親水公園などの整備に取り組んできました。今後は、既存の公園の維持に努めるとともに、その利活用の促進を図る必要があります。

11. リニア中央新幹線への対応

リニア中央新幹線は南木曽町内を地下トンネルで通過するとともに、蘭地区、広瀬地区にそれぞれ1つずつの非常口が設けられる計画であり、水資源の保全、発生土置場、工事用車両の通行、観光事業への影響など様々な側面で住民生活への影響が懸念されます。国県等の関係機関と連携しながら、JR東海に環境保全に関して適切な対応を求めていく必要があります。

(2) その対策

1. 水道

ア 簡易水道

経営改善の手段として使用料の値上げが考えられますが、これは一時的な財源確保の手段としかならないため、継続的・安定的な事業運営を実現できるよう、木曽圏域の事業広域連携の模索等により可能な限り経費を縮減するとともに、将来の必要となる経費を想定し、安定した事業運営のための財源確保に努めます。また、施設老朽化の問題については、経費縮減を進める中でも必要な老朽化対策財源を確保し、安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう改良や整備を進めます。

リニア中央新幹線の建設に伴う水量確保の問題については、既存の水源への影響が最大規模で生じた場合でも、水道行政に支障をきたさない必要十分な代替水量が確保できるようJR東海と協議を進めていきます。

イ 小規模水道

施設を維持管理する各地域の水道組合に対し、施設改良や修繕をする際に継続的・安定的な水道供給に資する補助金の交付を行います。

また、給水人口の減少及び高齢化に伴う施設管理の問題については、施設の統廃合や簡易水道への併合等を含めた協議を各地域の水道組合と進め、継続的に施設管理が行える体制を整備していきます。

2. 下水処理

経営改善の手段として使用料の値上げが考えられますが、これは一時的な財源確保の手段としかならないため、継続的・安定的な事業運営を実現できるよう、民間の経営手法の活用などを視野に経費縮減を図っていきます。また、下水処理施設の老朽化については、経費縮減を進める中でも必要な老朽化対策財源を確保し、浄化槽の維持管理については、民間ノウハウ（浄化槽PFI等）の活用により財源を確保する等の対策をとっています。

なお、三留野・渡島地区及び木曽川右岸地域の浄化槽市町村整備推進事業は令和2年度までの計画でしたが、生活排水対策として今後も浄化槽の普及が必要であるため、計画期間を延長し、令和7年度まで市町村整備推進事業を継続し、その他の地域については浄化槽設置補助事業で整備します。

また、集合処理地域の下水道未接続世帯への接続促進を図るため、下水道に対する意識向上のための啓発活動に努めます。

3. 廃棄物処理

資源の有効利用、ごみの減量化を図るため、現在行っている可燃物、不燃ガラス類、金属類、プラスチック製容器包装、びん類、生ごみ、紙類（ダンボール・雑誌・雑紙）、紙製飲料パック、ペットボトル、発泡スチロール、乾電池、蛍光管の分別収集を徹底し、住民及び事業者の意識啓発活動に努めます。

木曽広域連合では平成30年度から新炉が稼働し、令和2年度から旧炉施設の解体工事開始、令和3年度からは旧炉跡地にストックヤード建設工事を計画しています。

また、新炉の処理能力は小規模で計画されているため、木曽広域連合木曽クリーンセンター等の関係機関と連携して、ごみの発生抑制を推進し、また排出されるごみも出来る限り再資源化等を進め、環境に配慮した効率的なごみ減量施策の検討を行います。

4. 消防

消防の組織体制は、木曽広域消防本部との連絡を密にして、昼間火災の即応体制を強化するとともに、火災発生時の初動活動等、多様化する災害に対応できるよう連携強化、体制づくりを図ります。消防団については、団員全員で運営に携わる雰囲気づくりや運営方法の見直しをしながら、魅力ある消防団づくりへの創意工夫により積極的に団員の確保を進めるとともに、団員の待遇改善についても検討していきます。また、自主防災組織の整備を進めます。

広域消防の機械力・装備等の充実強化は、郡内町村と共同して計画的に進めるとともに、町内消防団消防ポンプ自動車や小型ポンプ積載車等の消防機械力・防火水槽等の防災施設の整備充実は、消防団の編成や地域的なバランスを考慮する中で計画的な整備を進めます。

住民一人ひとりの防火思想の啓発は、広く町民を対象とした初期消火の指導を行い防火意識の高揚に努めます。

5. 防 災

防災計画に基づき、地震・風水害をはじめとする様々な災害に対処できるよう防災対策の充実強化に努め、町民の防災意識の高揚を図るため、啓発活動を積極的に推進します。特に洪水ハザードマップは、想定し得る最大規模の降雨に備えるべく長野県等関係機関と連携した見直しを行い、住民との情報共有に努めます。

治山・治水・砂防などの防災工事については、国・県へ要望するとともに、水防・備蓄倉庫の整備を行い、水防資機材・備蓄品等を計画的に配備します。

また、従前のハード対策に加え、高齢者や障がい者など避難時の要支援者に対する協力体制づくりや、避難所内での感染症対策を徹底するなど、ソフト対策の拡充を図ります。

防災計画の改定を進めるとともに、国土強靭化計画に基づき、災害リスクや地域の状況に応じて、効果的な取り組みを行います。

6. 交通安全

日常生活に大きな危険と脅威を与えていたり交通情勢に対処するため、交通安全協会等と連携を図り、交通事故防止と交通安全思想の普及・啓発に努めます。また、歩道・横断歩道・歩道橋・信号機などの交通安全施設の設置や改善、幅員の狭い区間、見通しの悪い区間の改良を推進します。身体機能、認知機能の低下から運転に不安をもつ高齢運転者の免許返納や安全運転機能付き車両購入などを支援します。

7. 防犯

当町の防犯体制を充実するために、防犯協会・警察などの関係機関と連携し、安全活動、防犯思想の普及・啓発を図るとともに、警察・町・地域が一体となって町民の生活を脅かす組織や有害施設の進出の防止と排除に努め、「犯罪と暴力のない明るいまちづくり」を推進します。

8. 住環境の整備

公営住宅の入居希望者の増加傾向や老朽化・狭小等を踏まえ、国・県の制度を活用し、居住者のニーズに対応できるよう除却や建替・環境改善・耐震診断・改修を行うとともに、住環境の調査を行い、現状の把握に努めます。また、県営住宅の誘致についても県に働きかけます。

特に、定住促進やU・Iターン者の定住確保のため、地域優良賃貸住宅及び町営単独住宅の建設や宅地造成を図ります。また、高齢者、障害のある方にも配慮した住宅について検討します。

9. 靈 園

散在墓地の適正管理を促すとともに、散在している墓地の集合や新設墓地の需要に対応するため、既存霊園の活用を図ります。

10. 公園

豊かな森林空間や恵まれた自然環境を最大限に生かした個性的で魅力的な公園の利活用を促進します。また、ツツジ、桜、花桃などの花と自然を生かした地域の活動を支援します。

1.1. リニア中央新幹線への対応

平成26年度に設置した「南木曽町リニア中央新幹線対策協議会」をJR東海との協議の受け皿とし、JR東海に対して事業に伴う住民のリスクの低減のため必要な環境保全措置等を求めます。また、住民のために必要な文書の締結を行うとともに補償等に関する交渉のための基礎データを保有するため、JR東海に対して必要な環境調査の実施及び調査結果の開示を求め、さらに町独自での環境影響調査を実施します。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

(6) 交通安全			
(7) 防 犯			
(8) 住環境の整備	住宅リフォーム補助 町営単独住宅建設(ユーアイ住宅) ユー・アイ住宅基金 町営住宅改善(町営住宅) 町営住宅改善(公営住宅) 町営住宅維持補修 町営住宅除却 耐震診断(個人住宅) 耐震補強補助(個人住宅) 住宅資金貸付 危険住宅移転事業 町営住宅等駐車場整備 小規模宅地造成事業(神戸・元組) 大規模盛土造成地図動予測調査 公営住宅建設	南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町	*
(9) 靈 園			
(10) 公 園			
(11) リニア中央新幹線への 対応	町調査関係 リニア環境影響調査（水文調査）	南木曽町	
(12) その他	美しいまちづくり事業（啓発事業）（ポイ捨て監視事業） ごみ処理広域負担金 環境センター 広域負担金 汚泥センター 広域負担金 生ごみ処理 広域負担金 リサイクル 広域負担金 旧南部施設維持負担金	南木曽町 広域 広域 広域 広域 広域 広域	

第7 子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

1. 児童福祉

少子化が深刻な当町において、令和2年度中の出生は14人で令和3年度までの5年間平均では19.8人となり、町の総合戦略（人口ビジョン）の出生数20人を下回る状況となっています。そのため、町では子育て関係施策を主力事業に引き続き位置付けて取り組んでいく必要があります。

その中で、生まれてから概ね18歳までの子ども全てに目を向けた支援ができるよう、町子育て世代包括支援センターを令和2年4月に設置し、子育てに関する各種相談に応じ必要な支援を展開しています。

また、特に生まれてから就学までの幼児期の子育て支援、幼児教育をさらに後押しするため、現在の保育園を令和4年4月から保育所型認定こども園に移行を進めるとともに、就園しない子どもと保護者も含めた支援が図るよう進めていきます。

子育て支援拠点ではこれまで十分に対応できなかった「一時預かり事業」や「親と子の交流事業」などをより安全に実施できるよう、こども園の各施設や子育て拠点施設の整備なども検討していきます。これから出産する方が安心して出産・育児ができ、就園・就学など将来に向けて安心して子育てができ、多様化する様々な保育ニーズに対応できるセーフティネットの充実を図っていきます。

また、就園までの子育て支援ではファミリーサポート事業の充実を図るとともに、町単独事業として保護者のリフレッシュを目的とした一時預かり事業等の拡大や育児中の費用負担軽減を図る子育て応援給付金などの継続等も進め、地域の子育て環境の充実と魅力発信を図ることにより、U I ターンなどによる子育て世帯の増加を図っていきます。

今後、少子化が進む中に合って必要な子育てニーズを把握し、子育てを支援するため「笑顔あふれる子どもを育む」を基本理念とする子ども・子育て支援事業計画を踏まえながら、教育委員会、学校、関係する各種団体等との関係機関との連携を図るとともに、各種子育て支援団体・N P O 法人等と連携協力することが求められています。

子どもの医療費無料化については、長野県の制度として未就学児を対象に、入院に関しては15歳までを対象として、各医療機関・薬局ごと自己負担が月500円となるよう医療費の軽減を図っています。このほか南木曽町では町独自として、対象を小学生から高校3年生まで拡大し、月500円の自己負担が月300円の自己負担金となるよう窓口負担の軽減を図っています。

2. ひとり親（母子・父子）福祉

ひとり親家庭は、子育てと仕事を一人で担わなくてはならないケースが多く、困難を抱えている場合があります。保育料の減免、子育て応援給付金の継続実施、児童扶養手当の申請援助、福祉医療給付、母子福祉資金などの福祉制度や教育・住宅等の分野においても支援が必要と考えられます。

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、母子相談員をはじめとする支援関係者と連携した相談窓口の充実や、子育て支援事業の推進による日常生活への支援が重要です。

3. 高齢者の健康・福祉

当町の高齢化は国、県平均を上回るスピードで進み、令和3年4月1日現在44.0%（住民基本台帳数値43.4%）で県下77市町村中11位の状況となっています。今後、団塊の世代の方が65歳を迎えることによりさらに高齢化が進むと見込まれます。また、後期高齢者の75歳以上の方の割合が全体の24.8%と高く、高齢者世帯の増加により支援等が必要な高齢者が増加することが予想されます。

地域で支え合う仕組みづくりとして、平成28年度より生活支援体制整備事業が開始され、協議体会議を開催、南木曽町社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを2名配置し、有償ボランティアである、なぎそ・おたすけ隊が組織化され、翌年には雪かき隊も発足しました。また、地域での居場所として、サポートーを中心町内30箇所に各地区サロンが開設されていますが、組織を支えている方々の担い手不足、高齢化が課題となっています。また、買い物や通院の移動支援、令和2年11月から開始されたボランティア送迎の拡充が必要です。

4. 障がい者福祉

平成25年4月から障害者総合支援法による障がい福祉サービスが施行され、28年5月には町内に障がい者グループホームが開設されました。その後30年4月には木曽圏域で地域生活支援拠点等の体制を整備し、国では法改正により新たなサービスが創設されるなど、住みなれた地域で自立した生活や就労の支援が受けられるしくみが作られています。

また、28年に障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法が施行され地域における共生社会の実現に向けた法的な整備は着実に進んでいます。

こういった法や制度改正に町として適切に対応するため、障がい児者の多様な選択肢を保障し、地域で安心して生活するための相談支援体制の確保や、共生社会実現のための地域住民への啓発活動、地域生活支援拠点のさらなる体制整備など、圏域内の他町村とも連携しながら進めていく必要があります。

5. 地域福祉

住民の参画により地域福祉（住民が地域社会の一員として日常生活を営み、年齢や性別、障がいの有無に関わらず地域のあらゆる活動に参加してお互いに支えあう社会）の実現をめざし、この理念にたって「老人福祉計画」「障害者福祉計画」「健康づくり計画」「子ども・子育て支援事業計画」「男女共同参画計画」を地域福祉計画として策定しています。計画に基づいて事業を展開します。また、新たな制度等に対応した改訂を随時行います。

「住んで良かった、暮らして良かった、住むなら南木曽町」を目指し、誰もが住み慣れた地域で過ごすためには、公的なサービスの拡充と地域住民が相互に日常生活を支え合う仕組みづくりが必要となります。過疎化による担い手の不足が深刻であり、地域の機能の希薄化が懸念されます。

また、中高年のひきこもりが、これまで生活を支えてきた親が高齢化のため病気や要介護状態になることにより、一家が生活困窮に陥り、社会的に孤立する「8050問題」が深刻になっています。医療・介護・福祉・保健・就労等、分野を超えて、多様な問題を支援していく体制づくりが必要です。

6. 男女共同参画社会の形成

少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を充分に發揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。平成24年度には、男女共同参画計画（計画期間 H25～H34）を改定し、更なる住民の意識向上等に努めてきました。

平成27年度には女性活躍推進法が施行され、自治体や事業所への事業主行動計画の策定等が求められる等、一層の取組の充実が必要となっています。

(2) その対策

1. 児童福祉

笑顔あふれる子どもを育くむため「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援を進めます。

① 保育サービスの充実

令和4年4月から保育所型認定こども園に移行するとともに、こども園を利用しない家庭も含めた子育て環境を町全体で構築し、地域で安心して子どもを育てていけるよう教育・保育・子育て支援の各種支援事業の充実を図っていきます。

また、拠点となるこども園は、子どもたちが快適に過ごせる施設の確保に努めつつ、子育て支援事業も一体的に進めより子育てしやすい環境づくりを進めます。

② 協働による子育て支援事業

町のファミリーサポート事業等のほか、自主的に活動している子育て支援グループとの協働やNPO法人などの育成に努めます。

③ 子育て世代への負担軽減策

子育てに係る経済的な負担を軽減するため、給食費等の公費負担や3歳以上児のバス送迎、1・2歳児等を対象とした子育て応援給付金などの実施により、子育て世代が安心して子どもを育める環境づくりを進めます。

2. ひとり親（母子・父子）福祉

ひとり親世帯の自立を支援するため、児童扶養手当の申請援助、福祉医療給付など適切な自立支援を引き続き行うほか、ひとり親の相談等の窓口の充実と子育て支援事業による日常生活の支援を推進します。ひとり親世帯の不安を解消し、安心した生活が送れるように支援を図っていきます。

3. 高齢者の健康・福祉

健康づくり計画・老人福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、高齢者が笑顔を絶やさずに住み慣れた地域で安心して暮らせるよう総合的なサービスの提供に努めます。

① 高齢者の健康づくりの推進及び介護予防

恒常的な運動習慣の定着や住民主体組織への支援など、様々なアプローチで介護予防・健康づくりに取り組みます。令和3年度より健康の保持増進の取組と介護予防を一体的に推進し、フレイルへの移行や生活習慣病の重症化を防ぎ、安心して自立した日常生活を送ることができるよう取り組みます。

② 生活支援の充実

生活支援コーディネーターの配置により、ニーズの掘り起こしや有償ボランティアの活用を推進し、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進します。担い手の高齢化の課題があるため、毎年担い手研修を実施する等、活動の継続に力を入れていく必要があります。

増え続ける認知症に対しては、認知症対策事業を関係機関との連携を図りながら実施していきます。

③ 介護保険事業の適正化

適切な介護保険サービスが提供されるよう、木曽広域連合、町社会福祉協議会や民間事業者との連携を図ります。

県内でもいち早く高齢者人口が減少する地域である木曽郡内の施設規模の適正化を図るため、第8期介護保険事業計画期間において郡内施設の定員削減に伴い、木曽郡内、南木曽町においての今後の施設介護の在り方などについて、調査、研究、検討を進めていきます。

4. 障がい者福祉

障がいの早期発見と支援に努めるとともに、ノーマライゼーションの理念のもとに障がい者の自立と社会参加を支援して、住み慣れた地域で社会の一員として自立した生活と活動ができる地域社会を目指します。

① 広報啓発活動の推進と障がい者の権利擁護

ノーマライゼーションの理念の普及や障がい者差別等の理解促進のため、広報啓発活動を積極的に実施します。障がい者が地域の一員として権利が尊重され、自分らしい暮らしが継続できるよう、成年後見制度や日常生活支援事業の活用を図ります。

② 相談支援事業の推進と継続した支援体制の確立

障がいの早期発見や相談・指導のため、きめ細かな健診、療育事業等を実施します。また、保育園、学校、教育委員会、障がい者総合支援センター等関係機関と連携し、就園、就学等の段階に応じた切れ目ない支援を実施します。

障がい者の自己決定を尊重し、自立と社会参加を支援するため、相談支援体制の維持と質の向上に努めます。

③ 障がい者の生活と就労の支援

障がい者の生活や就労の場として、地域の社会資源や社会福祉協議会、N P O 法人、障がい者総合支援センター等の組織と協働しつつ、障がい福祉サービスの充実に努めます。広域的な検討が必要な地域生活支援拠点等事業や、児童発達支援センターの設置については、木曽圏域自立支援協議会で他町村と協議しながら体制を整えます。また、今後は、障がい児や発達障がい児・者等にも対応した施設の整備も検討が必要です。

5. 地域福祉

誰もが住み慣れた地域でいきいきと過ごしていくために、支援を必要とする一人ひとりを地域全体で支える体制が必要です。公的なサービス等だけでは賄えない部分は、地域住

民で支え合う体制づくりに努めます。有償ボランティアなぎそ・おたすけ隊や地域ボランティア活動への支援により、住民同士が助け合う体制づくりを応援します。

また、心配ごとや困りごとに対し、ささいなことでも安心して相談することができる体制を目指します。地域の見守り活動や気軽な相談窓口として活躍している民生児童委員活動、定期的に開催され相談先として定着している心配ごと相談活動を支援します。必要に応じ医療・介護・福祉・保健・就労等の関係者が連携を行い、支援できる体制を強化します。

住民が「健康で元気なハッピーライフ」を実感できる支援体制の整備と質の高いサービス提供に努めます。

6. 男女共同参画社会の形成

男女共同参画計画を拡充した男女共同参画推進計画を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を充分に發揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、あらゆる機会を捉え継続的な啓発活動や教育学習活動を推進し、理念の啓発に努めます。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

第8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内には、一般診療所1カ所、歯科診療所1カ所、薬局が1カ所あります。また、役場から車で20分以内の範囲に一般診療所2カ所、歯科診療所が3カ所あり、更に車で40分位の範囲に、中津川市に1カ所と木曽郡内に1カ所の病院があります。中津川市内には診療所も多く、比較的一般の医療機関には受診しやすい環境にありますが、小児の発達に関する専門医や精神科の入院に関しては松本市等遠くまで行く必要があります。

一般的には、近くて交通の便がいい町内や大桑村の診療所及び中津川市の病院の利用者が多い状況です。高齢者等が通院する際の足の確保のため、町内や中津川市の病院までは地域バスが毎日2往復運行しています。また、緊急搬送には天白公園イベント広場がドクターヘリポートに登録され、利用回数も増加してきています。

日曜・祝日の緊急医療体制は木曽医師会の当番医制が実施されています。しかし、当番医は大桑村から木祖村と遠く利用しにくいため、中津川市の病院の救急外来の利用者が多い状況です。また、病院改革プランに基づく見直しの中、最寄りの公立病院が診療所となり診療規模の縮小が生じています。

(2) その対策

町内診療所及び近隣の診療所や病院等と連携をとりながら町民の健康管理や予防活動を進めていきます。町内医療機関及び県立木曽病院や中津川市の病院の利用を促すとともに、通院の足の確保などに取り組みます。

また、町内に所在する医療機関に対し、町民に安定した医療を提供するための支援を行います。

天白公園イベント広場の整備を行い、ヘリコプターによる緊急搬送時の利便を向上させるとともに、イベント広場が使用できないときに備え、あらたな飛行場所離着陸場の登録地を検討します。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

第9 教育の振興

(1) 現況と問題点

1. 学校教育

ア 学校教育

当町は、小学校、中学校共に1校で、豊かな自然の中で地域の特性を生かしつつ、自主的・創造的で協調性のある子どもたちの育成を目的に学校運営が図られています。

学校においては、子どもたち一人ひとりが社会に出て生き生きと活躍できるように自ら学び、自ら考える「生きる力」を育成し、一人ひとりの個性を伸ばすとともに、正義感、思いやり、感謝の心等、豊かな人間性と健やかな体を育していく場をめざしています。また、国際化、情報化等時代の変化に対応し、新しい時代をきり拓いていける創造性あふれる人材育成が求められています。子ども達をとりまく環境は多様化し、一般社会ではいじめ、暴力行為、不登校などの問題が増加しており、適切な対応が求められています。

イ 教育環境等

児童生徒数については、減少傾向が続いているが、学級数の減少により逆に1クラス当たりの人数が増加することもあり、教員配置などの学級編成や、施設面の配慮が必要となります。施設面では、今後、老朽化していく施設に対し計画的な維持修繕や改修工事を実施するなど、安心・安全な施設整備が求められています。学校給食については、小中学校とも地域食材を活用しながら自校給食により対応しています。教材や備品は年々整備していますが、なお不十分な状況にあります。通学対策については、南木曽小学校、南木曽中学校の遠距離通学児童、生徒についてバス及び電車通学により実施しています。

ウ その他

教職員住宅は、老朽化した住宅もあり、計画的な整備が必要となっています。

町内小中学校児童生徒の見通し

年度	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
令和2年度	南木曽小学校	29	31	29	35	45	31	200
	南木曽中学校	41	29	27	—	—	—	97
令和3年度	南木曽小学校	19	29	30	29	36	45	188
	南木曽中学校	31	43	29	—	—	—	103
令和4年度	南木曽小学校	24	19	29	30	29	36	167
	南木曽中学校	45	31	43	—	—	—	119
令和5年度	南木曽小学校	25	24	19	29	30	29	156
	南木曽中学校	36	45	31	—	—	—	112
令和6年度	南木曽小学校	16	25	24	19	29	30	143
	南木曽中学校	29	36	45	—	—	—	110
令和7年度	南木曽小学校	21	16	25	24	19	29	134
	南木曽中学校	30	29	36	—	—	—	95

2. 生涯学習

ア 生涯学習

現代社会は、生活水準の向上により、余暇時間の増加や価値観の多様化が進展し、ライフスタイルも変化してきて物の豊かさだけではなく、心の豊かさを求める時代となっていました。

少子高齢化及び過疎化が進んでいる中で、集落の維持、地域のつながりの希薄化、ライフスタイルや価値観の多様化、女性の社会進出、共働き世帯の増加、核家族化など大きな社会変化とその課題があります。その課題に対応しつつ、各個人が自分らしく生きていくために、生涯にわたって様々な学習をしていきたいとのニーズが高まっており、個人の主体性が尊重される学習活動を支援することが求められています。

これは、創造的で心豊かな人材を育成していくことにつながり、新たなまちづくりを推進する原動力を各分野・年代から幅広く生み出すものと期待されます。

当町では生涯学習推進構想、社会教育（生涯学習）計画を定め、生涯学習の充実に取り組んでいますが、大きな社会変化と過疎化・財政難などにより、条件整備に多くの課題を抱えています。また、指導者等の人材確保にも力を入れていく必要があります。

このほか、放課後等の子どもの居場所や過ごし方などについて、地域、家庭、学校などと連携を図りつつ、子どもの健全育成につながるよう進めていきます。

イ 生きがいと健康のスポーツ振興

スポーツを通じて行われる健康な身体つくりは、生活習慣病予防など、町民の心身ともに健全な発展につながります。また、スポーツを通じて仲間づくりが進められ、個人の生きがい対策となるなどの様々な観点から、潤いのある人生をおくるために、生涯スポーツの取り組みが重要となってきています。また、学校や地域などあらゆるところで、各年代や場面の目的にあったスポーツ活動が求められています。

当町では、官民一体となって平成25年2月に設立された総合型スポーツクラブ「なぎそチャレンジクラブ」は、平成29年度にはNPO法人へ移行しました。NPO法人なぎそチャレンジクラブと連携し、お互いに協力体制をとりながら、少年スポーツ、体育協会、学校体育及び部活動、健康福祉、文化活動など、「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも」と年齢・性別・体力・目的に応じて気軽にスポーツを楽しめるよう環境づくりに取り組んでいます。

しかし、施設については毎年維持修繕を実施していますが、老朽化、照明器具のLED化等、ハーフ面の課題を抱えています。また、少子・高齢化、過疎化により、既存の関係組織・団体の再編が急務であり、指導者等の人材育成にも力を入れていかなければなりません。

(2) その対策

1. 学校教育

ア 学校教育

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携して常に適切な対応を図ることが大切であります。児童生徒一人ひとりの自主性の尊重・基礎学力の定着・個性や能力の一層の伸長など学力向上の推進と地域性を生かした特色ある教育活動の推

進を図ります。

児童生徒の基礎学力向上のため、「朝の読書」を励行していますが、今後とも町内に「読書」という地名を有する町として読書の充実に努めます。

国際化が進展する中、これから時代を担う子どもには英語力は不可欠です。そのためにALT（外国語指導助手）などによる英語教育を小学校低学年からカリキュラムに位置づけていきます。また、情報を活用する能力が身につけられるようパソコン・ICT等の教育環境の充実を図ります。

南木曽町の子どもの育成を願うという共通認識に立って、令和4年4月に移行する保育所型認定こども園、小中学校及び高校連携を図るため、児童生徒の交流、教職員の授業や教科会などへの参加を推進します。

新入学家庭への支援を行いながら、いじめ、暴力行為、不登校などの問題が生じないよう校内、町内、県レベルでの相談体制を整備するとともに、学校、家庭、地域が密接に連携しながら児童生徒の健全育成に取り組みます。また、生まれてから高校を卒業する概ね18歳まで切れ目のない支援を進めるため、町子育て世代包括支援センターを中心となつて、子どもや保護者の相談等に応じ必要な支援ができるよう関係団体等と連携を図っています。

イ 教育環境等

南木曽中学校特別教室棟など老朽化した施設について、個別施設計画に沿った計画的な整備、点検及び維持管理を実施し安心・安全な教育施設や情報教育に耐えうる環境づくりに努めます。

学校給食については、小中学校とも地域食材を活用しながら自校給食により対応しています。

教材や備品については国が推進するGIGAスクール構想、ICT教育に対応するべく計画的に整備します。

遠距離通学児童・生徒の通学対策については現状を維持しますが、より効率的な対策を講じます。

旧蘭小学校校舎を利用している緑誠蘭高等学校に対しては、継続的に支援を行います。

ウ その他

職員住宅の改修を計画的に進めます。

2.生涯学習

ア 生涯学習

家庭、地域及び学校が持つ生涯学習機能を十分に発揮できるよう、環境整備に力を注ぐとともに、お互いが連携して展開できるよう取り組みます。

町民の自発的な学習活動を支援し、なお自ら学習意欲を発揮できるような情報提供システム、ネットワークの整備を図ります。

学校、公民館及び博物館や社会教育施設などの積極的な開放・活用についても取り組みます。

地域コミュニティーの場所である、社会教育施設・公民館・社会体育施設の更新及び施設整備では、妻籠町並み交流センターの建設を行うと共に、老朽化の激しい妻籠分館の解体及び駐車場整備の実施。そのほかの施設についても、更新計画や施設整備計画を策定し、地域の生涯学習活動の場を整えるとともに、今後の施設の在り方について検討します。

イ 生きがいと健康のスポーツ振興

スポーツ活動から得る健康と人の和を町づくりの根幹の一つとしてとらえ、生涯にわたってスポーツを楽しめるように施設整備や環境づくりに取り組みます。

町内の既存組織、団体、小・中・高等学校の連携を図り、「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも」の理念のもと、総合型スポーツクラブ「NPO法人なぎそチャレンジクラブ」と連携し、スポーツ活動を推進します。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

第10 集落の整備

(1) 現況と問題点

当町の集落は、木曽川及びその支流の河岸段丘に散在しています。町の中心部に位置する役場から最遠の富貴畠まで14km、宇礼10km、岩倉10kmと車での所要時間は、約30分程度ですが、当町のいわゆる第1次生活圏＝公民館活動圏の中心へは、いずれの集落も3km圏に入っています。

しかし、集落内の各区単位では若年層の流出や少子高齢化の進展から、区の機能を維持していくところも出ており、区の有する機能の維持を図るために区の統合・再編が切実な問題となっております。また、世帯の減少による空家の増加は集落の生活環境や景観の保全に大きな影響を与えつつあり、今後更なる増加が見込まれます。

それに加え高齢者や通学者などの交通弱者にとっては集落から町部へ、集落から他の集落への移動手段が限られ地域間・集落間に交通格差が生じています。

また、地域の交流の場となる集会所施設を保有していない区や、施設が老朽化して十分機能を発揮できない区があるなどの問題点があります。

(2) その対策

町道をはじめ、連絡農林道の整備、地域バスをはじめとする移動手段の充実を進め各生活圏の一体化を図るとともに、日常生活の便益を確保し、区が有する機能を維持するため、区の自主的統合や新行政区の設定など区の再編整備を支援するとともに、集落の必要度に応じて集会所施設の整備を進めます。

増加が見込まれる空家に対しては、平成27年度に全面施行された空家対策特措法や、町空家条例に基づき、その所有者に対して適切な対応を求めていくほか、活用可能な空家及び空地の情報収集に努めます。

集落は、そこに生活する人々が、郷土への愛着を深める場でもあることから、豊かな自然環境の魅力や特性の保全管理に努めるとともに、近年増加し問題となっている空家の利活用や、都市との交流を通じて新たな住民の定住化を図ります。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	集落対策事業	空家利活用推進補助金 空家対策会議 空家対策総合支援事業	南木曽町 南木曽町 南木曽町	* * *

第11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

1. 地域文化の振興

生活水準の向上や余暇時間の増大などを背景に、精神的な豊かさが強く求められるようになり、文化活動への関心も高くなっています。

当町においても、地域固有の歴史と風土に育まれた伝統的な文化活動を継承しながらも、個々が楽しめるような芸術文化活動も求められています。

地域コミュニティや各種文化サークルを基盤とした芸術文化活動を、公民館などの身近な場で親しめるようにするのにあわせて、高度で本格的な芸術・文化に接する機会づくりなども進める必要があります。

文化財は、国指定文化財（史跡中山道、重文・林家住宅、近代化遺産・読書発電所施設、妻籠宿重要伝統的建造物群保存地区、屋根板製作技術保存）と長野県指定文化財（田立の滝、田立の花馬祭り、妻籠城跡、藤原家住宅、園原家住宅、妻籠のギンモクセイ）に選定されているものと、50件の町指定文化財があります。これら多様な文化財を保存するにとどめず、有効な利活用を模索するため保存活用計画などの策定を進め、まちづくり、地域づくりに役立てていくことが課題です。無形文化財については後継者の育成が急務の課題となっています。また、妻籠宿内にある博物館については、地域の社会教育施設としても活用が望まれています。

2. 妻籠宿の保存

妻籠宿は、全国で初めて町並み保存を行い、昭和51年には国の伝統的建造物群保存地区に選定され、町並み保存の先進地として現在に至っています。

昭和43年に妻籠を愛する会、昭和58年に財団法人妻籠宿保存財団が設立された後、現在は妻籠を愛する会、(財)妻籠宿保存財団が統合して、「(公財)妻籠を愛する会」となり住民活動の中核的な存在となっています。

町並み保存では、住民をけん引する組織づくりや行政との連携が重要になります。そのためにも、「(公財)妻籠を愛する会」における保存のあり方の認識の共有化や、担い手の確保を含む組織力と財政力のより一層の強化が望されます。

(2) その対策

1. 地域文化の振興

地域やサークル単位の活動を幅広く育成支援しながら、公民館などの身近な施設を整備する中で、より活発な活動や発表の場づくりに努めています。あわせて、レベルの高い本格的な芸術・文化に接する場を設けたり、更新計画や施設整備計画を策定し、計画に沿った施設整備を進める必要があります。

文化財については、まちづくり・地域づくりの視点からの利活用も見据えて、現在指定のものの保存活用計画の策定を進め、計画に沿った保存修理や利活用を継続的に進めています。未指定文化財の調査整備についても積極的に行い町内文化財の発掘保護に努めます。伝統芸能等の無形文化財保存にあたっては、保存会の育成と発表の機会を設けるなど

の支援を行っていきます。

博物館は、地域の社会教育施設として利活用出来るような設備改修や施設の維持補修を行っていきます。また、社会教育施設である旧妻籠・田立中学校校舎保存について、様々な意見をいただく中で検討し、方向性を見出します。

2. 妻籠宿の保存

重要伝統的建造物群保存事業等により引き続き家屋の修理・修景や防災施設の整備を進めます。史跡中山道についても保存活用計画を策定する中で、計画に沿った整備や利活用を継続します。町並み保存の地域のリーダーとなっている「(公財) 妻籠を愛する会」と連絡をとりながら活動を支援することで、より住民に根差した保存事業とまちづくりを推進していきます。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化の振興	歴史の道整備 南木曽の文化財 冊子作成 文化財調査 文化財保存活用地域計画作成 南木曽町誌続編作成 桃介橋修繕 桃介橋100周年事業 文化財施設修繕 埋蔵文化財 広域分担金 文化振興補助事業（映画祭ほか） 博物館維持補修	南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町	*
	(2) 妻籠宿の保存	博物館修繕工事（本陣修繕・資料館修繕） 重伝建修理修景 小規模修理 妻籠宿防災施設 修繕 保存計画見直し 県宝修繕	南木曽町 南木曽町 団体 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町	*

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加え、災害時における緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、導入拡大が必要です。

南木曽町の地形等から、大規模な施設の導入は困難であるため、導入可能な再生可能エネルギーを模索する必要があります。

現在は、農業用水路を利用した小水力発電施設を設置し、売電収入を水路の維持管理経費等に充当しています。

(2) その対策

南木曽町に適した再生可能エネルギーについて、生活環境、自然環境及び景観への影響を配慮した利用を促進します。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利用 の推進		自然エネルギー導入事業調査研究	南木曽町	*

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

1. 新たな住民自治の推進

長引く景気の低迷による税収の減少や地方交付税等の急激な減少により、財政は厳しい状況にあります。また急速に進展する少子高齢化など、当町を取り巻く経済・社会情勢は更に厳しさを増しており、行政サービス水準を維持していくことは困難になってきています。

そのような中で、第2次の南木曽町自立推進計画により自立していくための行財政改革を進めてきました。今後も引き続き、住民が行政と協働しながら、サービスの提供や地域づくりの担い手として活動するとともに地域の持続的発展のために必要な活動について検討することが求められています。

また、地域の団体等の代表で構成されている地域振興協議会が地域活動を行うための地域を代表する組織として位置付けられており、地域住民が地域課題に対し自主的に取り組み活性化を図る活動に対し支援を進めています。

今後も住民自治力の強化及び住民の自己決定権の拡充を図る必要があります。

2. 自然環境の保全及び再生

当町は、面積の90%が森林で占められ、歴史的景観と豊かな自然の調和する美しい環境に恵まれており、この貴重な自然は住民にとって日常生活を送るうえでもっとも身近なものとなっています。

この自然環境は次世代に向け継承すべき財産であり、より良いものとするためにも正しい知識のもとで保全していくことが重要です。

しかしながら、ゴミの不法投棄や里山での雑草、灌木の繁茂など、自然環境にとってふさわしくない景観上の阻害要因が散見されることから、更なる啓蒙活動が必要です。

また、美しい自然環境や豊かな生態系の保全のためには、長野県の天然記念物である日本カモシカをはじめとした野生鳥獣との共生が必要不可欠な条件となっていますが、近年は鳥獣の人里への生息範囲の拡大に伴う農作物への被害が常態化しており、人身への直接的な被害も懸念されるため対策が必要です。

3. コミュニティの活性化

当町では、広く町民に行政情報や地域情報を理解してもらい、町民のまちづくりを進めるため、広報「なぎそ」等を通じて行政情報や地域情報を提供する一方、60の行政区を基本に7地域に「地域振興協議会」を設け、町民の意見・要望が町政へ十分反映されるよう、町民との信頼・協力関係に努めていますが、広報「なぎそ」等の情報伝達について、また、地域諸団体への活動支援等さらに工夫が必要です。

「みんなが主役のまち」を進めるには、町民の郷土愛意識、地域連帯意識の高揚を図りながら、自主的なコミュニティ活動をさらに幅広く支援していく必要があります。

4. 公共施設の維持

拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより多くの公共施設を整備してきました。その結果、当町が所有する公共施設は、役場庁舎などの行政施設、義務教育を提供するための小中学校、南木曽会館や社会体育館など多くの住民の方に利用される文化施設やスポーツ施設、公営住宅や上下水道施設など多岐にわたっています。

人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や住民ニーズが大きく変化しており、公共施設のあり方を改めて見直す必要に迫られています。また、これまで整備してきた公共施設が老朽化しております、近い将来多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎える、多額の維持更新費が必要になると見込まれています。

5. 国土調査の推進

国土調査は、昭和52年度を初年度として、平坦地を優先に北部地区から順次実施してきました。この事業は山間部（町全体）の調査を終了するまでには、長い年月を必要とする難事業です。

事業実施については、なによりも土地所有者の理解と協力が必要です。また、終了地域については、成果の管理及び利活用を図っていく必要があります。

6. 結婚サポート

町民の独身者の約75%は結婚の意思を持っていますが、このうち約60%が適当な相手にめぐり合っていないということが結婚を妨げる要因として考えており、町における出会いの機会が乏しいことが推定されます。

7. 地域おこし協力隊

「地域おこし協力隊」は地方において地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで地域力の維持・強化を推進することを目的とした総務省の制度であり、まちづくりや人口減少対策に非常に有用な制度です。当町でも現在4名の隊員を委嘱しており、隊員の定住・定着に努めています。

(2) その対策

1. 新たな住民自治の推進

持続的発展をめざす当町のまちづくりには、行政区、地域振興協議会など住民が主体的・持続的に取り組むことにより、自分でできることは自分で（自助）、個人ではできないが地域の人々で支え合ってできることは地域で（共助）、自助、共助に加えて、行政による必要な支援を実施することが大切です。

今後も住民自治組織の行政区を基本に区長が中心となって地区内の点検・課題の洗い出しを行い、行政区の連合体である地域振興協議会や行政が支援していくために課題解決のための計画策定を行い、それに必要な地域づくり支援事業補助制度等の拡充を図ります。

若者や女性の個性豊かな創造性を行政に生かすために、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映させることで、女性・女児のエンパワーメント推進による社会参加を促進し、男女共同参画型の社会環境づくりに努めます。

2. 自然環境の保全及び再生

地域住民や各種団体が町の自然環境や土地の利用実態等を把握し、自然と共生・調和した地域づくりに関心を持ってもらうことが大切であり、環境保全に関する正しい知識の習得及び理解の促進を図るため、子どもたちへの自然体験学習だけでなく、住民全体で環境問題等について考える機会の創出や情報提供を行っていく取り組みが必要です。

野生鳥獣への対策として、年々減少している猟友会員の確保に努めるとともに捕獲機材の導入や防護柵の設置等の適切な措置を講じ、被害対策のみならず、緩衝帯の整備や発信機を活用した生息調査の実施等による保護へ配慮した対策も講じることにより、人と野生鳥獣の共生に努めます。

3. コミュニティの活性化

広報・公聴活動の積極的な展開により、行政の信頼・協力関係を深め、町民の意見や要望が町政に十分反映されるよう、地域振興協議会などの積極的な活動を助長しながら、町民の手によるまちづくりをめざすとともに、町民が共に支えあう活気あるコミュニティづくりを進めます。

さらに、コミュニティ活動の重要性を再認識し、各行政区において区長を中心に地域の課題の掘り起こし、地区内の点検などを行い、地域振興協議会の活動の活性化を支援していくとともに、あらゆる分野で地域住民が積極的に参加できる環境の整備に努めます。

地域住民の活動の起爆剤とすべく、大学等との連携協定締結を契機に地域課題の掘り起こしとその改善について、協働で取り組むことができるよう支援を行います。

4. 公共施設の維持

平成28年度に策定した「南木曽町公共施設等総合管理計画」、令和元年に策定した「南木曽町個別施設計画」及び町営住宅や橋梁、上下水道施設などの施設ごとに事業課で策定した「長寿命化計画」に基づき、効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、施設の長寿命化を推進するとともに、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、行財政運営の健全性を維持していきます。また、GISシステム等の活用と機能強化を図りつつ、計画的な維持管理に努めます。

なお、施設ごとの長寿命化計画が未策定の施設については、施設管理の方針を示す「長寿命化計画」の策定を進めます。

5. 国土調査の推進

国土調査の早期完了をめざし、計画的に事業の推進を図るとともに、事業成果の管理業務及び成果の利活用の推進を図ります。

6. 結婚サポート

ターゲットを絞ったアプローチや地域の良さを生かした交流イベントなど婚活に特化しない出会い系の場の創出を行います。また、社会福祉協議会と連携し、各種セミナーを開催することにより出会い系の準備から出会い系までの一貫した支援を行います。

7. 地域おこし協力隊

地域おこし協力隊が新しい視点や斬新な考えを持つ「よそ者」として、まちの活性化の起爆剤の役割を果たすことを期待し、隊員の様々な地域おこし活動や定住のための起業に取り組む活動等を柔軟に支援します。

(3) 事業計画

令和3年度～令和7年度（＊＝過疎地域持続的発展特別事業）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域 の持続的発展に 関し必要な事項	(1) 新たな住民自治の推進	地方創生総合戦略 総合計画	南木曽町	*
	(2) コミュニティの活性化	地域づくり事業補助 コミュニティ助成事業	南木曽町 地域	*
	(3) 公共施設の維持	庁舎修繕 公用車更新 公共施設総合管理基金 庁内電話更新 公共施設個別施設計画 マネジメント支援 町有地・町有建物 維持管理 町有建物除却(旧田立電機)	南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町	*
	(4) 国土調査の推進	集会所整備事業 戸籍電子情報処理システム 機器リース・保守 住民基本台帳ネットワークシステム 機器リース・保守 庁内LAN機器更新機器リース・保守 課税業務等電算委託料 エルタックス及び電子申請費用 LGWAN機器リース・保守 マイナンバーシステム保守 人事評価制度委託料 セキュリティクラウド負担金 公会計システム保守財務書類作成支援 GISシステム LGWAN移行・利用料 GISシステム 保守管理 地籍調査	南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町 南木曽町	広域
	(5) 結婚サポート	土地評価替え 関係費用 出会い系の場新婚生活支援事業	南木曽町	*
	(6) 地域おこし協力隊	地域おこし企業人 地域おこし協力隊	南木曽町 南木曽町	*

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分